

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第26期) 至 平成23年3月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

【目次】

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	15
3. 対処すべき課題	16
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
(1) 株式の総数等	34
(2) 新株予約権等の状況	35
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	47
(4) ライツプランの内容	47
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	47
(6) 所有者別状況	47
(7) 大株主の状況	48
(8) 議決権の状況	49
(9) ストックオプション制度の内容	50
2. 自己株式の取得等の状況	54
(1) 株主総会決議による取得の状況	54
(2) 取締役会決議による取得の状況	54
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	54
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	54
3. 配当政策	55
4. 株価の推移	55
(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価	55
(2) 最近6月間の月別最高・最低株価	55
5. 役員の状況	56
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	60
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	60
(2) 監査報酬の内容等	69

第5	経理の状況	70
1.	連結財務諸表等	71
(1)	連結財務諸表	71
(2)	その他	134
2.	財務諸表等	135
(1)	財務諸表	135
(2)	主な資産及び負債の内容	158
(3)	その他	161
第6	提出会社の株式事務の概要	162
第7	提出会社の参考情報	163
1.	提出会社の親会社等の情報	163
2.	その他の参考情報	163
第二部	提出会社の保証会社等の情報	164
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高（百万円）	4,769,387	6,409,726	6,832,307	6,134,695	6,194,554
経常利益（百万円）	312,044	362,681	307,586	255,377	312,487
当期純利益（百万円）	210,772	238,702	123,400	138,448	144,961
包括利益（百万円）	—	—	—	—	△54,427
純資産額（百万円）	2,024,615	2,154,629	1,624,288	1,723,278	1,591,202
総資産額（百万円）	3,364,663	5,087,214	3,879,803	3,872,595	3,571,927
1株当たり純資産額（円）	204,617.68	216,707.27	162,087.74	172,139.61	159,039.71
1株当たり当期純利益金額（円）	22,001.10	24,916.51	12,880.90	14,451.67	15,141.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	24,916.26	12,879.77	14,448.89	15,136.79
自己資本比率（％）	58.26	40.81	40.02	42.58	42.39
自己資本利益率（％）	11.32	11.83	6.80	8.65	9.16
株価収益率（倍）	26.32	20.03	20.33	24.08	19.85
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	435,958	145,030	275,271	320,024	399,638
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△149,692	△1,668,634	△65,008	△84,057	△119,406
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△32,634	519,000	△217,470	△250,398	△184,950
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	1,179,522	215,008	167,257	154,368	244,240
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	33,428 [10,353]	47,459 [14,986]	47,977 [11,736]	49,665 [11,870]	48,472 [11,611]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高(百万円)	2,330,453	2,302,704	2,173,552	2,052,654	2,066,340
経常利益(百万円)	189,730	177,757	160,200	161,606	182,818
当期純利益(百万円)	132,456	131,145	89,637	107,361	32,216
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(千株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額(百万円)	1,753,067	1,816,727	1,845,443	1,901,759	1,854,401
総資産額(百万円)	2,561,865	2,902,509	2,857,330	3,027,503	2,879,353
1株当たり純資産額(円)	182,990.92	189,616.56	192,595.36	198,452.58	194,679.73
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額 (円))	4,000 (1,800)	4,800 (2,200)	5,400 (2,600)	5,800 (2,800)	6,800 (2,800)
1株当たり当期純利益金額(円)	13,826.19	13,689.35	9,356.60	11,206.74	3,365.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	13,689.21	9,355.78	11,204.58	3,364.00
自己資本比率(%)	68.4	62.6	64.6	62.8	64.4
自己資本利益率(%)	7.80	7.35	4.90	5.73	1.72
株価収益率(倍)	41.88	36.45	27.99	31.05	89.30
配当性向(%)	28.9	35.1	57.7	51.8	202.1
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	8,930 [1,195]	8,999 [1,209]	8,908 [1,164]	8,961 [1,349]	8,928 [1,387]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第25期の当社の1株当たり配当額5,800円は、会社設立25周年記念配当200円を含んでおります。

2【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、昭和24年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、昭和50年代に入り、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向はさらに続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、さらに、国内における公社制度に対する改革動向の中で、昭和56年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（昭和57年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
 - ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定
- を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、昭和59年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

当社設立前の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和24年6月	日本専売公社設立
昭和32年7月	国産初のフィルター付製造たばこ「ホープ(10)」発売
昭和38年2月	製造たばこの販売店配送等を目的とする東京たばこ配送(株)を設立 その後昭和47年3月までの間に関西、中部、九州及び北海道たばこ配送(株)を設立して全国体制整備
昭和48年1月	研究開発体制の充実・強化を図るため、中央研究所を横浜市に建設し、東京都より移転
昭和52年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため宇都宮・茂木両工場を廃止し、北関東工場を設置
昭和54年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため磐田工場を廃止し、東海工場を設置
昭和57年7月	専売改革を含む臨時行政調査会第3次答申
昭和57年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため京都・茨木・高槻3工場を廃止し、関西工場を設置
昭和59年4月	製造たばこの輸出を目的とする日本たばこインターナショナル(株)を設立
昭和59年8月	「専売改革関連法案」成立（8月10日公布）

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）に基づき、昭和60年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和60年4月	日本たばこ産業株式会社設立
昭和60年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後平成2年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
昭和61年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後平成8年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
昭和63年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
平成3年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
平成5年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
平成6年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
平成6年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
平成7年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
平成8年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
平成9年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
平成10年4月	㈱ユニマツトコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
平成10年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
平成11年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
平成11年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
平成11年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
平成15年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
平成15年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（45,800株）
平成16年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
平成16年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が完了
平成16年11月 ～平成17年3月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（38,184株）
平成17年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・白杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
平成17年4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
平成19年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
平成20年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
平成21年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
平成22年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖
平成23年2月 ～平成23年3月	株主還元策の一環及び資本効率の向上のため、自己株式を取得（58,630株）
平成23年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、小田原工場を閉鎖

(注) 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

3【事業の内容】

当社と、連結子会社246社、持分法適用会社14社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の4区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントの区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造たばこの製造、販売を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱

その他連結子会社11社、持分法適用会社2社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造、販売を統括する JT International S.A. を中核として、製造たばこの製造、販売を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、JTI-Macdonald Corp.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.、Gallaher Ltd.、Austria Tabak GmbH、Liggett-Ducat CJSC

その他連結子会社157社、持分法適用会社6社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、ジェイティファーマアライアンス㈱、Akros Pharma Inc.

その他連結子会社1社

〔食品事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

飲料事業におきましては、当社が商品開発を行い、ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス（注）等が販売を行っております。また、加工食品事業、調味料事業におきましては、テーブルマーク㈱等が製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス、テーブルマーク㈱

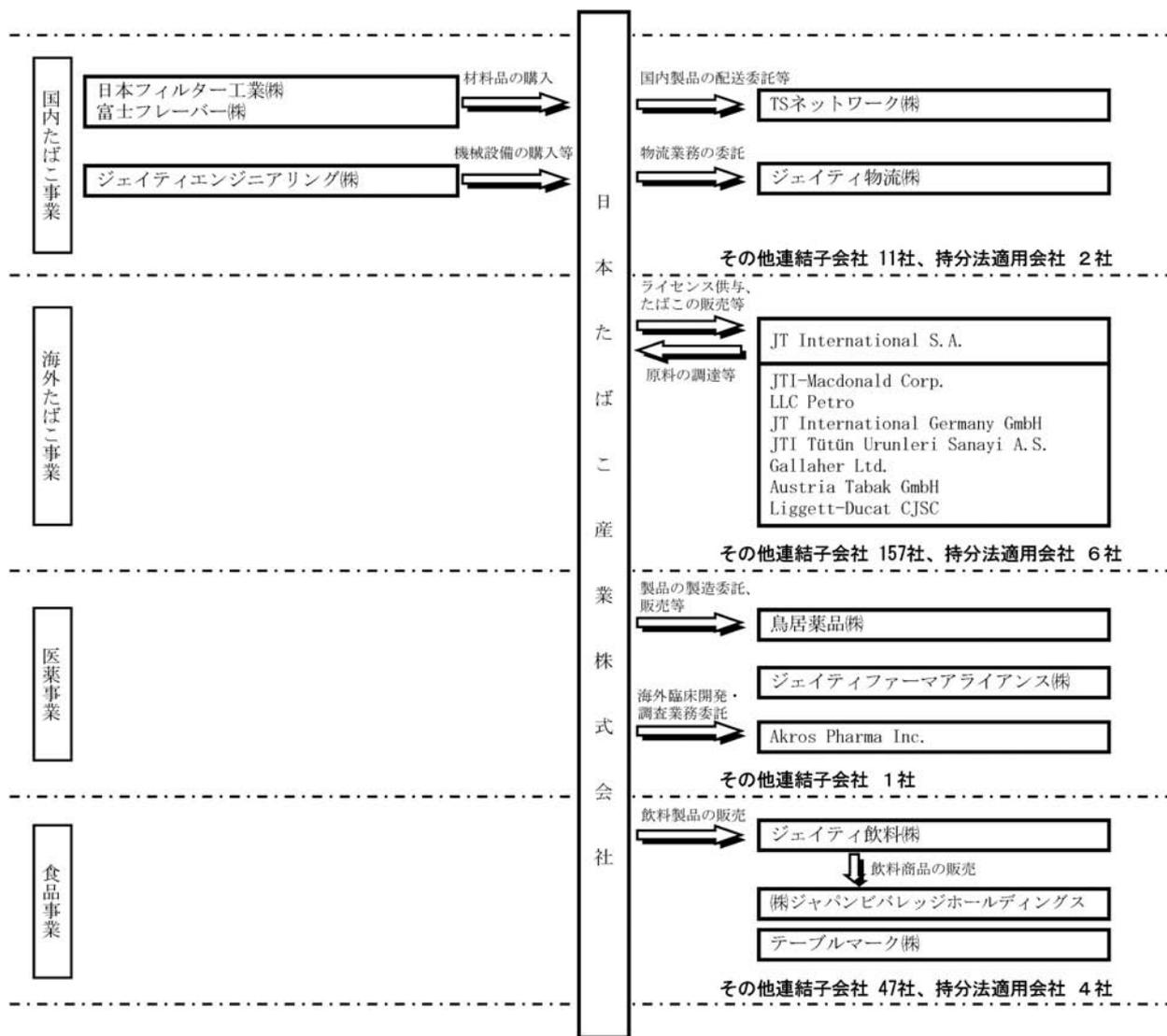
その他連結子会社47社、持分法適用会社4社

（注）当社グループ内の組織再編として、平成23年1月に「㈱ジャパンビバレッジホールディングス」を存続会社とし、「㈱ジャパンビバレッジ」を消滅会社とする合併を実施いたしました。

なお、上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおり、これらにかかる関係会社（連結子会社11社、持分法適用会社2社）があります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。

(平成23年3月31日現在)



※上記の他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおり、これらにかかる関係会社（連結子会社11社、持分法適用会社2社）があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 246社									
TSネットワーク㈱ ※1	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	－	有	－	製造たばこの 配送業務等の 委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	－	有	－	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有
日本フィルター工業㈱ ※2	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	87.1	－	有	－	製造たばこ用 フィルターの 購入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	－	有	有	製造たばこ用 香料の購入	－
ジェイティエンジニアリング ㈱	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	－	有	－	機械設備の購 入等	有
JT International S.A. ※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	－	－	ライセンス供 与、製造たば この販売等	－
JTI-Macdonald Corp. ※2	カナダ	千CAD 124,996	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,393	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. ※2	トルコ	千TRY 148,824	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JT International Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	有	－	－	－
Gallaher Group Ltd. ※2	イギリス	千GBP 65,858	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Gallaher Ltd. ※2	イギリス	千GBP 172,494	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Austria Tabak GmbH ※2	オーストリア	千EUR 175,934	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,365	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
鳥居薬品㈱ ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	－	有	－	製品の製造委 託、販売等	有
ジェイティファーマアライア ンス㈱	東京都 港区	360	医薬	100.0	有	有	－	－	有
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	－	有	－	海外臨床開 発・調査業務 委託	－
ジェイティ飲料㈱	東京都 品川区	90	食品	100.0	－	有	有	清涼飲料の販 売委託等	有
㈱ジャパンビバレッジホール ディングス	東京都 新宿区	500	食品	66.7	－	有	－	ジェイティ飲 料㈱を通じた 清涼飲料水の 販売	有
テーブルマーク㈱ ※2、※4	香川県 観音寺市	47,502	食品	100.0	－	有	有	－	有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
JT Europe Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	その他	100.0	－	有	－	－	－
その他224社 ※2									
(持分法適用会社) 14社									

- (注) 1. 「事業内容」には、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
4. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成22年12月31日現在の状況を記載しております。
5. ※1: TSネットワーク㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
TSネットワーク㈱	1,160,683	5,036	2,458	43,076	214,661

6. ※2: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。
JTI (UK) MANAGEMENT LTD、JT Canada LLC Inc.、JT Canada LLC II Inc.、
Gallaher Europe Finance
7. ※3: 有価証券報告書を提出しております。
8. ※4: テーブルマーク㈱の本店所在地は、平成23年10月1日付で東京都中央区となる予定です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成23年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	11,191 [4,140]
海外たばこ事業	23,902 [2,494]
医薬事業	1,664 [138]
食品事業	10,864 [4,771]
提出会社の全社共通業務等	851 [68]
合計	48,472 [11,611]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成22年12月31日現在の従業員数により算定しております。
 3. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
8,928 [1,387]	43.0	21.7	8,562,215

セグメントごとの従業員数は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	7,652 [1,382]
医薬事業	720 [0]
食品事業	49 [4]
提出会社の全社共通業務等	507 [1]
合計	8,928 [1,387]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 従業員数は、契約社員 (90人)、休職者 (82人)、当社への出向者 (72人) を含み、当社からの出向者及び退職を前提とする長期休暇取得者 (計997人) は含んでおりません。
 3. 平均勤続年数には、旧日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
 4. 平均年間給与 (税込) は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには主要な労働組合として、全日本たばこ産業労働組合が組織されており、日本食品関連産業労働組合総連合会 (フード連合) に所属し、上部団体として、日本労働組合総連合会 (連合)、国際食品関連産業労働組合連合会 (IUF) に加入しております。

また、労使関係につきましては良好であり特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社グループでは、国内たばこ事業において事業所等が被災したことから、現在も銘柄数及び数量を限定した状態での出荷としており、お客様並びにたばこ販売店様に多大なご不便とご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。現時点では36銘柄の出荷としているところ、8月上旬には73銘柄の出荷体制といたします。当社といたしましては、これを確実に整えるとともに、引き続き、お客様にご満足いただける味香り・デザイン・パッケージ形態等の改善に取り組んでまいります。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号）の適用開始に伴い、当連結会計年度より、マネジメント・アプローチに基づき、経営陣が経営上の意思決定等に使用する一連のセグメント情報を開示しております。詳細につきましては、「（ご参考）『セグメント情報等の開示に関する会計基準』の適用について」をご参照ください。

(1) 業績

<売上高>

日本における平成22年10月の大幅増税に加え、世界各国の増税により、たばこ税込の売上高は598億円増加し6兆1,945億円（前年度比1.0%増）となりました。

たばこ税抜売上高につきましては、国内たばこ事業において前年度同水準となったものの、海外たばこ事業における円高による換算上のマイナス影響及び食品事業における一部事業の廃止等により、279億円減収の2兆4,861億円（前年度比1.1%減）となりました。

	平成22年3月期 (億円)	平成23年3月期 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
連結売上高	61,346	61,945	598	1.0
国内たばこ事業	30,428	31,033	605	2.0
海外たばこ事業	26,336	26,499	163	0.6
医薬事業	440	469	29	6.6
食品事業	3,946	3,750	△196	△5.0

※ 外部売上高で表示しております。

※ 連結売上高には、上記のセグメントに係る売上高の他、不動産賃貸等に係るその他の売上高があります。

詳細につきましては、「5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」をご参照ください。

連結売上高からたばこ税相当額を控除した、たばこ税抜売上高は以下のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

	平成22年3月期 (億円)	平成23年3月期 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
連結売上高	61,346	61,945	598	1.0
たばこ税相当額	36,205	37,084	878	2.4
たばこ税抜売上高	25,141	24,861	△279	△1.1

国内たばこ事業及び海外たばこ事業のたばこ税込売上高並びにたばこ税抜売上高の内訳は以下のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

	平成22年3月期 (億円)	平成23年3月期 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
たばこ税込売上高	30,428	31,033	605	2.0
たばこ税抜売上高	10,167	10,278	110	1.1
内、調整後税抜売上高(注)	6,159	6,179	19	0.3

(注) 国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。

〔海外たばこ事業〕

	平成22年3月期 (億円)	平成23年3月期 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
たばこ税込売上高	26,336	26,499	163	0.6
たばこ税抜売上高	10,391	10,170	△221	△2.1
内、調整後税抜売上高(注)	9,067	8,974	△93	△1.0

(注) 海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

<売上原価・販売費及び一般管理費>

売上原価は前年度比514億円増加の5兆740億円(前年度比1.0%増)、販売費及び一般管理費は前年度比237億円減少の7,917億円(前年度比2.9%減)となりました。

<営業利益/EBITDA>

たばこ税抜売上高は減収となったものの、主として海外たばこ事業における単価上昇効果により営業利益は前年度比321億円増益の3,286億円(前年度比10.9%増)となりました。一方、EBITDAにつきましては、国内たばこ事業における自動販売機に係る減価償却費の減少及び一部商標権の償却終了、海外たばこ事業における為替の影響等による減価償却費の減少等により、減価償却費が177億円減少したことから、前年度比144億円増益の5,411億円(前年度比2.7%増)となりました。

	平成22年3月期 (億円)	平成23年3月期 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
営業利益	2,965	3,286	321	10.9
EBITDA	5,267	5,411	144	2.7
国内たばこ事業	2,512	2,576	64	2.6
海外たばこ事業	2,776	2,881	104	3.8
医薬事業	△96	△132	△36	—
食品事業	144	172	27	19.2

※ EBITDAには、上記のセグメントに係るEBITDAの他、その他の売上高に係るEBITDA等があります。

※ 詳細につきましては、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 4.報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」をご参照ください。

※ EBITDA = 営業利益 + 減価償却費(有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及びのれんの償却を含む)

<経常利益>

事業運営上行っている為替のヘッジ活動に伴い発生した為替差損益の改善、借入金の返済及び社債の償還等に伴う支払利息の減少等により、営業外損益は249億円改善しました。営業利益までの321億円の増益をあわせ、経常利益は前年度比571億円増益の3,124億円(前年度比22.4%増)となりました。

<当期純利益>

特別損益は、前年度において英国競争法制裁金関連負債の取崩益の計上があった一方、当期においてはカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払いに伴う損失及び東日本大震災による損失の計上に加えて固定資産売却益が減少したこと等から526億円悪化し、経常利益までの571億円の増益をほぼ相殺しました。この結果、当期純利益は前年度比65億円増益の1,449億円(前年度比4.7%増)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、平成22年10月の増税・定価改定による需要減の影響を下期に受けたこと等により前年度に対し172億本減少し1,346億本（注）（前年度比11.3%減）となりました。

また、当連結会計年度のシェアは64.1%（前年度シェア64.9%）となりました。これは、主に増税に伴う定価改定において銘柄ごとの価格上昇幅を異なったものとした影響に加え、震災により一部事業所や材料品調達先の被災等に伴う、一部銘柄における欠品及び全銘柄の一時的な出荷停止等の影響によるものです。千本当税売上高は、定価改定に伴い、前年度に対し526円増加し4,582円となりました。

この結果、売上高につきましては販売数量の減少を単価上昇効果がほぼ相殺し、たばこ税売上高は1兆278億円（前年度比1.1%増）、調整後税売上高は6,179億円（前年度比0.3%増）と、前年度と同水準となりました。EBITDAは、価格に相応しい品質・サービスの提供に向けた販売促進費等の計上、増税・定価改定に伴う一時的な費用の発生等があったものの、販売数量の減少を単価上昇効果が上回ったことにより、前年度比64億円増益の2,576億円（前年度比2.6%増）となりました。

また、当連結会計年度における国内で生産した紙巻たばこの数量は、前年度に対し383億本減少し、1,412億本（前年度比21.3%減）となりました。

（注）当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量35億本があります。

[海外たばこ事業]

当連結会計年度におけるGFB（注1）につきましては、「ウィンストン」がイタリア、フランスで、「キャメル」がトルコ、フランスで順調に伸張しました。これらに加え、「LD」がポーランド、トルコで順調に伸張したこと等により、GFBの販売数量は前年度に対し65億本増加し、2,498億本（前年度比2.7%増）となりました。しかしながら、ロシア等での総需要減少等により、GFBを含む総販売数量は前年度に対し65億本減少し、4,284億本（注2）（前年度比1.5%減）となりました。

当連結会計年度においては、販売数量の減少はあるものの、単価上昇効果に加えて、主要市場の現地通貨が海外たばこ事業の決算を連結する子会社において使用する米国ドルに対して前年度比で有利に推移したことから、ドルベースのたばこ税売上高は前年度比489百万ドル増収の11,585百万ドル（前年度比4.4%増）、調整後税売上高は前年度比540百万ドル増収の10,223百万ドル（前年度比5.6%増）となりました。EBITDAは、葉たばこ価格の上昇を受けた売上原価の増加等があったものの、前年度比317百万ドル増益の3,282百万ドル（前年度比10.7%増）となりました。

しかしながら、邦貨換算時に円高の影響を受けたことから、たばこ税売上高は前年度比221億円減収の1兆170億円（前年度比2.1%減）、調整後税売上高は前年度比93億円減収の8,974億円（前年度比1.0%減）、EBITDAは前年度比104億円増益の2,881億円（前年度比3.8%増）となりました。

また、当連結会計年度における海外での生産数量は、前年度に対し136億本減少し、3,717億本（注3）（前年度比3.5%減）となりました。

（注1）ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ペンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。

（注2）当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当連結会計年度の販売数量8億本があります。

（注3）当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当連結会計年度の生産数量7億本があります。

※ 当連結会計年度における為替レートにつきましては、前年度比5.86円 円高の1米国ドル＝87.79円（前年度は1米国ドル＝93.65円）です。

※ 海外たばこ事業に区分した連結子会社の決算日は12月31日であり、平成22年1～12月の業績を当連結会計年度の業績としております。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としましては、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

子会社鳥居薬品㈱につきましては、「注射用フサン（蛋白分解酵素阻害剤）」の売上高は減少したものの、レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」等の売上高が伸張したことにより増収となりましたが、ALK-Abello社と当社が保有するダニを抗原とするアレルギー疾患（喘息及びアレルギー性鼻炎）を対象とした減感作（免疫）療法薬等に関するライセンス契約に伴う契約一時金の支払い等による研究開発費の増加に加え、販売品目の構成の変化による売上原価の増加により営業利益は減益となりました。

当連結会計年度における売上高につきましては、鳥居薬品㈱における増収に加え、既導出品に係る開発進捗に伴う一時金収入の増加により、前年度比29億円増収の469億円（前年度比6.6%増）となりました。EBITDAにつきましては、研究開発費の増加等により、132億円のマイナス（前年度のEBITDAは96億円のマイナス）となりました。

[食品事業]

当連結会計年度における売上高は、飲料事業では夏場の猛暑による需要の増加に加え、基幹ブランド「ルーツ」を中心とした販売好調により増収となったものの、加工食品事業等において、精白米等の卸売事業の廃止及び一部子会社を連結対象外としたことによる影響に加え、主に業務用商品の売上減により、前年度比196億円減収の3,750億円（前年度比5.0%減）となりました。EBITDAにつきましては、飲料事業が堅調に推移したこと及び前年度に加工食品事業等で水産事業に係る一時的な損失を計上していたこと等により、前年度比27億円増益の172億円（前年度比19.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ898億円増加し、2,442億円となりました（前年度末残高1,543億円）。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、たばこ事業を中心としたEBITDAの計上があった一方、法人税の支払い等により3,996億円の収入（前年度は3,200億円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により、1,194億円の支出（前年度は840億円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行及び長期借入等による収入があった一方、短期借入金の返済、コマーシャル・ペーパー及び社債の償還、配当金の支払い並びに自己株式の取得等による支出があったことから、1,849億円の支出（前年度は2,503億円の支出）となりました。

(ご参考)

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用について

当該セグメント基準の適用に伴う、主な変更点は以下のとおりです。

i) 報告セグメント

マネジメント・アプローチに基づき報告セグメントを決定した結果、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業の各セグメントを報告セグメントといたしました。

ii) たばこ税抜売上高の開示

セグメント売上高として、新たにたばこ税相当額を控除したたばこ税抜売上高を開示することといたしました。これは、たばこ事業を営む当社グループの連結売上高の相当程度を占めるたばこ税につきましては、事業を展開する世界各国でその課税の対象・根拠・課税標準等が異なること等から、国内たばこ事業及び海外たばこ事業に係る経営上の意思決定等に使用する報告セグメント別の売上高として、たばこ税抜売上高を使用しているためです。

iii) EBITDA の開示

セグメント利益として、EBITDA(減価償却(有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用)及びのれん償却前の営業利益)を開示することといたしました。これはEBITDAを当社グループの経営意思決定及びセグメント別の利益指標として使用しているためです。

iv) セグメント利益の測定方法の見直しについて

セグメント利益につきましては、一部その測定方法について見直しを行いました。海外たばこ事業に区分される海外連結子会社においては、当社が保有するキャメル、ウィンストン等のブランド商標権等を使用してたばこ製品の製造・販売を行っており、当該ブランド商標権等の使用料(以下、ロイヤリティ)を当社に支払っております。従来、当該ロイヤリティのセグメント開示上の取り扱いにつきましては、国内たばこ事業のセグメント利益にロイヤリティ受取額を含めて測定し、海外たばこ事業のセグメント利益はロイヤリティ支払額控除後で測定しておりました。しかし、各々のセグメントの利益管理においては、ロイヤリティの受け払いの影響を除いていることから、セグメント利益からもこれらの影響を除くことといたしました。

また、マネジメント・アプローチの適用を機に、全社共通経費、資本的支出の各報告セグメントへの配分についても一部見直しております。

v) たばこ事業における調整後税抜売上高の内訳表示について

国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。

国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示しております。なお、調整後税抜売上高測定のための調整内容につきましては「(1)業績 売上高(注)」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、平成23年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を平成21年4月に策定いたしました。

「JT-11」では、「今後想定される様々な環境変化を見据え、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践を通じ、力強い事業モメンタムを確たるものにしていく」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核と位置づけております。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、環境変化を見据え、主要ブランドを中心にブランド・エクイティの維持、向上に努め、強靱なブランド・ポートフォリオの構築に努めるとともに、重要販路における露出強化、営業力・組織力の強化に取り組み、競合他社との競争優位性を確保してまいります。加えて、お客様満足度の最大化に向けた付加価値、品質の更なる向上に向けた取り組みも実施してまいります。また、不確実性の高い事業環境に適応可能かつコスト効率性の高い事業運営体制の構築に努めてまいります。なお、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会実現に向けた取り組みも引き続き実施してまいります。

また、昨今の大きな環境変化として、平成22年10月よりたばこ1本あたり3.5円（20本入1箱70円）の増税が実施されました。少子化や高齢化の進展等といった構造的な要因に加え、今回の増税は過去に例をみない大幅かつ急激なものであることから、たばこの著しい総需要の減少が起きております。当社として、引き続きお客様にご満足いただける品質・サービスを提供するためには、コスト削減努力のみでは対応できないことから、増税分以上の定価改定を実施させていただきました。引き続き、製品価値向上に資する研究開発の強化、主要ブランドを中心とした新製品の投入、また味香り・デザイン・パッケージ形態等の改善などにより、お客様にご満足いただける、価格に相応しい品質・サービスの提供に取り組んでまいります。

加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災により、製品等の製造、供給への影響が生じたことから、現在、臨時の措置として銘柄数及び数量を限定した状態での出荷といたしております。現時点では36銘柄の出荷といたしております。7月4日には58銘柄、8月上旬には73銘柄の出荷体制といたします。当社といたしましては、これを確実に整えるとともに、引き続き、お客様にご満足いただける味香り・デザイン・パッケージ形態等の改善に取り組んでまいります。併せて、主要ブランドを中心とした積極的な新製品の投入、効果的な販売促進活動の展開などを通して、早期に市場シェアを回復させるべく、全力を挙げて競争力の強化に取り組んでまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役としての役割を果たし続けるべく、GFBへの継続的集中、卓越したブランドの構築及び育成による販売数量の伸張と単価の改善による質の高いトップライン成長の実現に取り組んでまいります。併せて、将来性のある市場の育成を含め、収益基盤の拡充を図るとともに、更なる事業基盤の強化に向けた積極的な投資を実施してまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力し、引き続き、国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築、オリジナル新薬を通じての存在感の確保に努めてまいります。このため、後期開発を含む臨床開発力の強化、創薬研究力の更なる向上に努めるとともに、早期の事業価値実現に向けた、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化についても取り組んでまいります。

食品事業につきましては、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力し、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の飛躍的な成長に向けた事業基盤の更なる強化を図ってまいります。飲料事業につきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や効率性の追求による強固な収益基盤の確立に努めてまいります。加工食品事業及び調味料事業につきましては、テーブルマークグループにおいて、統合シナジーの追求、注力分野への戦力の集中及び一体感の更なる醸成を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、企業活動と環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に1株当たり配当金の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備えることとしております。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

①国内たばこ事業への依存度について

現状においては、当社グループの主要な事業セグメントは国内たばこ事業であり、当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献しております。当連結会計年度における国内たばこ事業の売上高（当社が国内で製造販売したもの（ライセンスに基づくものを含む）、当社グループ会社が国内で卸売販売したもの（競合他社製品で利益率の低い製品を含む）及び当社が中国・香港・マカオ市場で販売したものの合計を指します。）は、当社グループの売上高の50.1%、営業利益の64.8%を占めております。当社グループの国内たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

②事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業における RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収及び食品事業における(株)加ト吉（現：テーブルマーク(株)）の買収をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤をさらに強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い発生した相当額ののれんを連結貸借対照表に計上しており、海外たばこ事業におけるのれんの金額は、当連結会計年度末時点において、連結総資産の31.2%を占めております。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、海外における事業については、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があります。

③外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることとなります。特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.（当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むこととなります。

なお、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④「平成23年度税制改正大綱」について

平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」においても引き続き、たばこ税について将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、その過程で、現行のたばこ事業法の改廃を含め、たばこ事業のあり方について新たな枠組みの構築を目指すこととする旨の記載がなされております。これらの内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤自然災害、不測の事態等について

平成23年3月に発生した東日本大震災により、当社グループの一部事業所や材料品調達先が被災したこと等から、主に国内たばこ事業における事業運営に影響を受けました。今後も震災に起因する事象が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

このように大規模な地震、噴火、津波等の自然災害、その他の不測の事態が、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

①たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、地域状況等により減少する可能性があります。

国内又は海外においてたばこ需要が減少した場合、当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業における売上高が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内のたばこ市場においては、昭和60年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び昭和62年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外のたばこ市場においては、当社グループは主として RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、又は市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策（費用の増加を含む）によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③外国産葉たばこの価格変動について

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しておりません。外国産葉たばこの価格の変動は、競合他社とともに当社グループの営業利益にも直接的な影響を与えます（国内産葉たばこの買入れ等については、下記(4)②をご参照ください。）。

④たばこに課せられる税金について

国内において製造され又は販売される製造たばこには、たばこの本数を基準とする国たばこ税、地方たばこ税及びたばこ特別税並びに価格を基準とする消費税等が課せられます。また、政府はその予算審議において毎年租税政策を見直しております（詳細については、下記(4)③iiiをご参照ください。）。海外においても、製造たばこは課税対象であり、その課税の対象・根拠・課税標準等は地域によって異なっております。

当社は国内及び海外においてたばこに課せられる税又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。

国内又は海外におけるたばこに課せられる税金の増税は、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、

たばこ需要の減退や低価格製品への需要の移行を促す可能性があり、かかる値上げを行わなければ、国内たばこ事業、海外たばこ事業の収益構造の悪化をもたらし、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」においても引き続き、たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある旨の記載がなされております。

⑤国内及び海外における製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、平成17年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は平成16年3月、より厳格な内容に改正されました（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。さらに、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止の観点から、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法や職場での取り組みに関する「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の策定以降、国や自治体等によりさまざまな取り組みが実施・推進されており、このような傾向は今後も継続していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合（EU）による製造たばこに関する指令が平成13年7月に公布され、この指令はEU加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」「ライト」等の形容的表示に関し、EU加盟国の法律、規則及び行政規定をEU全体で調和することを求めています。また、世界保健機関（WHO）において喫煙の広がり継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成15年5月に開催された第56回世界保健総会にて採択され、平成17年2月に発効しております（なお、日本政府は平成16年6月に当該条約を受諾しています）。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されています。）、たばこの供給削減に関する措置についての条項（具体的内容として、未成年者へのたばこの販売の禁止等について規定されています。）等が含まれております。この条約の各締約国においては、たばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされていますが、当該国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必ずしも一義的ではありません。また、これらとは別に、公的又は公的でない制限も多く海外市場で一般に広がっております。例えば、英国においては、「店頭におけるたばこ製品の陳列規制」「自動販売機によるたばこ製品販売禁止」を含む法律が施行されております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社は当社グループが製品を販売する国内又は海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥「マイルド」「ライト」等の形容的表示の禁止

WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において、「マイルド」「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、自国に対する効力発生後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等（これらには「マイルド」「ライト」等といった用語を含めることができます。）の使用を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与え得る方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされており、各締約国においては、かかる条約上の義務を受け、様々な措置が講じられてきております。

かかる措置は、対象となる文言（例：「マイルド」「ライト」等）を具体的に列挙又は例示した上でその使用を禁止するものや、対象となる文言を指定せずに「誤解を招く文言」の使用を禁止するもの等、各締約国においてその内容は様々となっています。将来、本条約上の措置を含む「マイルド」「ライト」等の形容的表示等に対する措置の内容によっては、ブランド名である「マイルドセブン」の「マイルド」についてその使用が禁止され、当該措置を講じた国において「マイルドセブン」ブランド製品が販売できなくなる可能性があります。このような場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本国内においては、平成15年11月に改正されたたばこ事業法施行規則に従い、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、平成17年7月以降、所要の措置を講じております。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」「ライト」等の用語を国内で使用する予定です（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。

⑦密輸及び偽造等の不法取引について

密輸及び偽造等の不法取引は、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっております。当社グループでは、EU（加盟国を含む）及びカナダ政府当局等との間で不法取引を解決するための協力契約を締結する等、その対策に取り組んでおりますが、密輸及び偽造等の不法取引の増大が、ブランド価値を毀損する等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧訴訟等について

i 国内及び海外における喫煙と健康問題関連の訴訟について

当社グループは、国内及び海外において、喫煙と健康の問題に関連する訴訟の被告となっております。日本においては当社を被告とする訴訟が、当連結会計年度末において2件係属中です（東京地方裁判所と東京高等裁判所にそれぞれ係属中。）。

海外における喫煙健康問題関連訴訟については、政府機関による医療費返還訴訟及び個人又は集団による損害賠償請求訴訟があり、当社グループを被告とする訴訟、又は当社がRJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業を買収したことに伴い当社が責任を負担するものを合せて、当連結会計年度末において25件存在しております。

なお、上記の喫煙健康問題関連訴訟には、カナダにおいて当社グループを含むたばこメーカーに対して提起された、ブリティッシュ・コロンビア州政府による医療費返還請求訴訟、2件の集団訴訟（ケベック州）が含まれております。ブリティッシュ・コロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法“Tobacco Damages and Health Care Recovery Costs Act”についてカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、平成20年3月にはニューブランズウィック州、平成21年9月にはオンタリオ州、さらに平成23年2月にはニューファウンドランド・ラブラドル州から同様の訴訟が提起されておりますが、いずれの訴訟においても実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。また、ケベック州の2件の集団訴訟では、第一審において原告の集団適格が認められましたが、これらの訴訟も実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。当社グループとしては、これらに適時適切に対処していく所存です。

当社は、将来においてもさらにこのような喫煙と健康問題関連の訴訟が提起される可能性があるものと考えております。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ii その他

上記のような喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループを当事者とした訴訟等が係属しておりますが、今後も当社グループを当事者とした訴訟等が発生し、係属する可能性があります。これらの訴訟等が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績または製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) たばこ事業以外の事業に係る事項

①医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク（なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。）
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループもしくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンス）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的もしくは外的要因により、研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

②食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に對抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

①日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府は日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当連結会計年度末において、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③iiをご参照ください。）。

②葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています（詳細については、下記③iをご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約4倍割高となっております。

③提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時まで、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、明治37年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格(国産品)若しくは輸入価格(輸入品)に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙(肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫)に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。

加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。平成17年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、平成16年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告(ポスター・看板等)は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率（2以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって、その株式の数とする。（第2条第2項）</p> <p>政府が前2項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。（第2条第3項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第4項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注）1.	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注）2.	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注）3.	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注）4.	千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき1,504円	千本につき4,618円
旧三級品 （注）5.	千本につき2,517円	千本につき389円	千本につき716円	千本につき2,190円
5. 申告納付（注）6.	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時まで申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- （注）1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して
旧三級品とは昭和60年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時に於ける品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされておりす。
8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、法律案が確定されます。
- (ii) 昭和60年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
昭和61年 5月	昭和61年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
平成元年 4月	平成元年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
平成9年 4月	平成9年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
平成10年12月	平成10年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
平成11年 5月	平成11年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
平成15年 7月	平成15年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
平成18年 7月	平成18年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
平成22年10月	平成22年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税が行われました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約770名で行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は、533億円となっており、各セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費7億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

当社グループの研究開発機能最適化の観点から、主として当社が担い、当社のたばこ中央研究所、葉たばこ研究所を中心に、お客様のニーズにマッチした新製品開発を意欲的に推進するとともに、葉たばこ生産から原料加工、香料、材料、製造工程に至るまで、幅広く技術開発を進め、商品価値向上とコスト低減に努めております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は194億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は52億円です。

(2) 医薬事業

国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築を目指し、主に糖・脂質代謝、ウイルス、免疫・炎症、骨の領域で医薬品の研究開発を行っており、当社の医薬総合研究所を中心に、研究開発を進めております。

開発状況としては、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

当該事業に係る研究開発費は271億円です。

(3) 食品事業

当社グループの食品開発センターを中心として、お客様のニーズ及び飲食シーンに応じた清涼飲料水、加工食品、調味料の開発を行っております。

当該事業に係る研究開発費は7億円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結会計年度末における資産・負債及び連結会計年度の収益・費用の数値に影響を与える事項について、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

日本における平成22年10月の大幅増税に加え、世界各国の増税により、たばこ税込の売上高は598億円増加し6兆1,945億円（前年度比1.0%増）となりました。

たばこ税抜売上高につきましては、国内たばこ事業において前年度同水準となったものの、海外たばこ事業における円高による換算上のマイナス影響及び食品事業における一部事業の廃止等により、279億円減収の2兆4,861億円（前年度比1.1%減）となりました。

②売上原価・販売費及び一般管理費

主として国内たばこ及び海外たばこにおけるたばこ税額の増加により、売上原価は514億円増加し5兆740億円（前年度比1.0%増）となりました。また、減価償却費の減少等により、販売費及び一般管理費は237億円減少し7,917億円（前年度比2.9%減）となりました。

③営業利益/EBITDA

たばこ税抜売上高は減収となったものの、主として海外たばこ事業における単価上昇効果により営業利益は前年度比321億円増益の3,286億円（前年度比10.9%増）となりました。一方、EBITDAにつきましては、国内たばこ事業における自動販売機に係る減価償却費の減少及び一部商標権の償却終了、海外たばこ事業における為替の影響等による減価償却費の減少等により、減価償却費が177億円減少したことから、前年度比144億円増益の5,411億円（前年度比2.7%増）となりました。

④経常利益

事業運営上行っている為替のヘッジ活動に伴い発生した為替差損益の改善、借入金の返済及び社債の償還等に伴う支払利息の減少等により、営業外損益は249億円改善しました。営業利益までの321億円の増益をあわせ、経常利益は前年度比571億円増益の3,124億円（前年度比22.4%増）となりました。

⑤当期純利益

特別損益は、前年度において英国競争法制裁金関連負債の取崩益の計上があった一方、当期においてはカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払いに伴う損失及び東日本大震災による損失の計上に加えて固定資産売却益が減少したこと等から526億円悪化し、経常利益までの571億円の増益をほぼ相殺しました。この結果、当期純利益は前年度比65億円増益の1,449億円（前年度比4.7%増）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フロー

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,996億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,194億円の支出及び財務活動によるキャッシュ・フローは1,849億円の支出となり、換算差額及び連結範囲の変更に伴う増減額を調整すると、当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ898億円増加し、2,442億円となりました（前年度末残高1,543億円）。

④資金の流動性について

資金の流動性につきましては、手許流動性の確保とともに、コミットメント・ライン等の設定を行うなど、代替調達手段を備えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,460億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に559億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため609億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため28億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の強化等のため250億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) ※1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	149	2,062	3,981	13,101	273	19,418	387
東海工場 (静岡県磐田市) ※1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,308	5,867	10,092	318	18,587	321
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,831	6,211	16,009	442	28,493	498
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	165	4,041	2,580	6,618	242	13,483	246
その他7工場 (各市区町村) ※1	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	686	3,307	9,575	12,140	637	25,660	821
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) ※1	国内たばこ 事業	研究開発設備	34	641	3,001	13	778	4,435	97
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	94	2,729	11,473	17	1,046	15,267	566
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,486	19,109	66	1,994	42,657	1,594
支店（25支店） (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を 含む)	その他設備等	76	4,680	4,492	1,096	2,475	12,744	1,001

(2) 国内子会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他32物流基地等 (本社・東京都台東区) ※1	国内たばこ 事業	物流設備	4	457	3,747	2,097	506	6,807	1,361
日本フィルター工業㈱ 本社他4工場等 (本社・東京都渋谷区) ※1、※2	国内たばこ 事業	材料製造設備	167	2,236	3,919	6,495	198	12,850	512
鳥居薬品㈱ 本社他14支店等 (本社・東京都中央区) ※2	医薬事業	その他設備	5	366	1,302	4	145	1,819	800
鳥居薬品㈱佐倉工場 (千葉県佐倉市)	医薬事業	医薬品製造設 備	53	336	2,014	1,253	215	3,820	105
㈱ジャパンビバレッジホールデ ィングス 本社他事業拠点等 (本社・東京都新宿区) ※1、※2	食品事業	販売物流設備	59	3,166	1,741	1,708	12,957	19,574	175
テーブルマーク㈱ 本社他8工場等 (本社・香川県観音寺市) ※1、※2	食品事業	冷凍食品生産 設備	230	6,502	9,437	7,164	376	23,481	1,429

(3) 海外子会社

(平成22年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	345	255	9,673	16,712	1,306	27,947	1,665
LLC Petro (ロシア) ※1、※2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	187	21	7,316	20,094	1,285	28,717	1,604
JTI Tütün Urunleri Sanayi A. S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	179	183	1,918	5,784	64	7,951	430
JTI-Macdonald Corp. (カナダ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	46	17	1,020	1,553	201	2,792	495
Gallaher Ltd. (イギリス)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	536	3,908	8,463	10,055	1,307	23,735	1,594
Austria Tabak GmbH (オーストリア) ※1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	95	1,608	4,402	5,031	404	11,447	498
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) ※2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	35	—	90	5,483	342	5,916	1,162

- (注) 1. ※1は、連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
 2. ※2は、連結会社以外のものから賃借している土地があります。
 3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。
 4. (1)提出会社におけるその他7工場のうち、小田原工場については、本年3月末に閉鎖しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、東日本大震災の影響等により、国内たばこ事業、食品事業の設備投資計画については提出日現在において未定です。

なお、海外たばこ事業、医薬事業の各セグメントの設備投資計画の内訳は次のとおりです。

各設備の新設、除却等の計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

セグメントの名称	平成23年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
国内たばこ事業	未定	未定	未定
海外たばこ事業	450	生産能力増強・維持更新等	自己資金
医薬事業	30	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	未定	未定	未定

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	(注) 2
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式(株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数)の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	402個	402個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	402株（注）1	402株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

②平成20年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	547個	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	547株（注）1	547株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

③平成21年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,153個	1,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,153株（注）1	1,153株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月14日から 平成51年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

④平成22年9月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	979個	979個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	979株（注）1	979株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月5日から 平成52年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり198,386円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年4月1日	8,000	10,000	—	100,000	—	736,400

(注) 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

(6) 【所有者別状況】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	113	35	374	686	12	56,930	58,151	—
所有株式数 (株)	5,001,345	1,438,706	55,870	68,330	2,659,371	42	776,336	10,000,000	—
所有株式数の 割合(%)	50.01	14.39	0.56	0.68	26.59	0.00	7.76	100.00	—

(注) 1. 自己株式478,526株は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001,345	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	256,502	2.57
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	224,116	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	222,931	2.23
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀 行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	169,000	1.69
ザチェースマンハッタンバンク385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLYHILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	85,107	0.85
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォー イックライアントメロンオムニバスユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	80,675	0.81
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	78,317	0.78
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E145HQ (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	68,367	0.68
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	61,888	0.62
計	—	6,248,248	62.48

(注) 上記のほか、自己株式が478,526株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 478,526	—	(注) 2
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,521,474	9,521,474	(注) 2
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,521,474	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数168個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

② 【自己株式等】

(平成23年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	478,526	—	478,526	4.79
計	—	478,526	—	478,526	4.79

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月22日開催の第22回定時株主総会、平成19年12月21日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成19年6月22日、平成19年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し233株、執行役員に対し193株、合計426株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成20年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年9月19日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し315株、執行役員に対し232株、合計547株(新株予約権1個につき1株)(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成21年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年9月28日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成21年9月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し626株、執行役員に対し527株、合計1,153株 (新株予約権1個につき1株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成22年9月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年9月17日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成22年9月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し521株、執行役員に対し458株、合計979株(新株予約権1個につき1株)(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成23年2月7日) での決議状況 (取得期間 平成23年2月9日～平成23年3月23日)	65,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	58,630	19,999,745,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,370	254,500
当事業年度末の末日現在の未行使割合 (%)	—	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合	—	0.0

(注) 当該取締役会において、自己株式取得の方法は信託方式による市場買付とすることを決議しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	7	1	—	—
保有自己株式数	478,526	—	478,526	—

(注) 当期間の株式数及び処分価額の総額には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による持続的な利益成長の実現を通じて、企業価値を中長期的に増大させていくことが、株主の皆様の利益を増大させることの基本と考えております。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に1株当たり配当金の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、1株当たり4,000円といたしました。従いまして、年間では中間配当2,800円を含め、1株当たり6,800円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備えることとしております。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第26期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年10月28日 取締役会決議	26,824	2,800.00
平成23年6月24日 定時株主総会決議	38,085	4,000.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	604,000	708,000	555,000	358,000	352,000
最低(円)	362,000	492,000	216,000	227,000	243,900

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	282,000	301,500	310,500	321,000	352,000	349,000
最低(円)	243,900	250,000	279,100	302,000	310,000	280,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		涌井 洋治	昭和17年2月5日生	昭和39年4月 大蔵省入省 平成7年5月 同省大臣官房長 平成9年7月 同省主計局長 平成11年7月 社団法人日本損害保険協会副 会長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役会長（現任）	平成22年 6月から 2年	75
※代表取締役 社長		木村 宏	昭和28年4月23日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年1月 当社経営企画部長 平成11年5月 当社たばこ事業本部事業企画 室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	平成22年 6月から 2年	116
※代表取締役 副社長		武田 宗高	昭和24年8月22日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 当社顧問 平成19年4月 当社専務執行役員 財務責任 者 平成19年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	54
※代表取締役 副社長		小泉 光臣	昭和32年4月15日生	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グル ープリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業本 部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ事 業本部事業企画室長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 平成19年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング &セールス責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	88
※代表取締役 副社長		志水 雅一	昭和28年4月22日生	昭和52年4月 日本専売公社入社 平成10年4月 当社たばこ事業本部原料部長 平成11年9月 当社資金部長 平成13年7月 当社臨時制度対策室長 平成16年7月 当社総務部長 平成17年6月 当社執行役員 コミュニケー ション責任者 平成19年6月 当社常務執行役員 コミュニ ケーション責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	73

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役 副社長		新貝 康司	昭和31年1月11日生	昭和55年4月 日本専売公社入社 平成13年7月 当社財務企画部長 平成16年6月 当社執行役員 財務グループ リーダー 兼 財務企画部長 平成16年7月 当社執行役員 財務責任者 平成17年6月 当社取締役 執行役員 財務 責任者 平成18年6月 当社取締役 JT International S. A. Executive Vice President 平成23年6月 当社取締役 執行役員 海外 たばこ事業担当 平成23年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	69
※取締役	専務執行役員 医薬事業部長	大久保 憲朗	昭和34年5月22日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成12年4月 当社医薬事業部国際企画部長 平成14年6月 当社医薬事業部事業企画部長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 医薬 事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 平成22年5月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 兼 医薬事業 部 事業企画部長 平成23年1月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長（現任）	平成22年 6月から 2年	40
取締役		岩井 睦雄	昭和35年10月29日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成15年6月 当社経営企画部長 平成16年7月 当社経営戦略部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 平成20年6月 当社常務執行役員 企画責任 者 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 平成22年7月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担 当 平成23年6月 当社取締役（現任） JT International S. A. Executive Vice President （現任）	平成22年 6月から 2年	76

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		立石 久雄	昭和21年12月23日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 財団法人地域総合整備財団常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会常務理事 平成17年9月 同連合会専務理事 平成19年6月 当社常勤監査役（現任）	平成23年 6月から 4年	25
常勤監査役		塩澤 義介	昭和27年4月18日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成7年8月 当社資金部長 平成11年9月 当社食品事業本部事業企画部調査役 平成14年4月 当社食品事業本部飲料事業部調査役 平成15年6月 当社執行役員 食品事業本部事業企画部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部飲料事業部長 平成20年6月 当社常勤監査役（現任）	平成23年 6月から 4年	67
監査役		上田 廣一	昭和18年12月17日生	昭和42年4月 司法修習生 昭和44年4月 検事任官 平成18年6月 東京高等検察庁検事長 平成18年12月 定年退官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年4月 明治大学法科大学院特任教授（現任） 平成21年1月 株式会社整理回収機構代表取締役 平成21年3月 同社代表取締役社長（現任） 平成21年6月 当社監査役（現任）	平成23年 6月から 4年	6
監査役		今井 義典	昭和19年12月3日生	昭和43年4月 日本放送協会入社 平成7年6月 同協会ヨーロッパ総局長 平成12年5月 同協会国際放送局長 平成15年6月 同協会解説委員長 平成20年1月 同協会副会長 平成23年1月 同協会副会長退任 平成23年4月 立命館大学 客員教授（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	平成23年 6月から 4年	0
計						689

- (注) 1. 監査役 立石久雄、上田廣一及び今井義典は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、平成13年6月に執行役員制度を導入しております。

「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

なお、その他の執行役員は、飯島謙二（たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者）、下村隆一（法務責任者）、岩波正（たばこ事業本部R&D責任者）、佐伯明（たばこ事業本部事業企画室長）、宮崎秀樹（財務責任者）、千々岩良二（総務責任者）、山下和人（たばこ事業本部渉外責任者）、村上伸一（たばこ事業本部原料統括部長）、川股篤博（たばこ事業本部中国事業部長）、佐藤雅彦（たばこ事業本部製造統括部長）春田純一（医薬事業部医薬総合研究所長）、永田亮子（飲料事業部長）、松本智（人事責任者）、田中泰行（コミュニケーション責任者）、寺島正道（企画責任者 兼 食品事業担当 兼 経営企画部長）で、計15名です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

i コーポレート・ガバナンス体制

(a)会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしております。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。なお、当社監査役の塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

<取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当連結会計年度末現在26名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しております。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

<監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

(c) 監査役監査及び会計監査の状況

< 監査役監査及び会計監査 >

- ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員
の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めておりま
す。
- ・当社の社外監査役は3名であり、各界における豊富な経験と幅広い識見等を勘案して選任しております。ま
た、社外監査役を含む当社の監査役は、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保
した経営の監視機能を果たしております。
- ・当社の社外監査役のうち、上田廣一氏は㈱整理回収機構の代表取締役社長ですが、当社と当該会社との間に取
引はなく、社外監査役個人は直接利害関係を有しておりません。その他2名の社外監査役につきましても、当
社と利害関係を有するものではありません。
- ・当社の社外監査役との責任限定契約の内容等は以下のとおりです。
当社は監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られ
るよう、会社法で定める範囲内で社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定、ま
た、監査役を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を定款で定めております。なお、
提出日現在において、社外監査役との間にかかる責任を限定する契約を締結しております。
- ・会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施して
おります。平成23年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成
については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

五十嵐 達朗 氏（6年）、飯塚 智 氏（4年）、石川 航史 氏（1年）

※（ ）内の数字：連続して監査関連業務に社員として関与した年数

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 12名、会計士補等 10名、その他 8名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に
情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門と
の間においては、「(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況」のとおり、必要に応じて情報交換
を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

当社は、社外取締役は選任しておりませんが、当社は取締役について人格、識見、経験等を勘案して適任者を選
んでおります。また、社外取締役に期待される、外部的な視点からの助言機能につきましては、当社の経営に関す
る中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識
者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、その機能の確保に努めております。あわせて、監査役（過半数
は社外監査役（3名全て独立役員））による独立・公正な立場からの監査の実施等による、客観性及び中立性を確
保した経営の監視体制を整えております。また、報酬諮問委員会やコンプライアンス委員会は専門的知見を有する
外部委員を含む委員から構成しております。以上のことから、現在の体制が十分に業務執行の監視体制を果たし
ていると考えております。現時点では社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役に期待する役割、ふさわしい
人材等については、絶えず検討してまいりたいと考えております。

ii 役員報酬等

当連結会計年度における役員報酬等は以下のとおりです。

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
取締役	583	372	107	103	10
監査役 (社外監査役を除く。)	33	33	—	—	1
社外役員	56	56	—	—	3
計	673	463	107	103	14

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. ストックオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しております。

(b) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
木村 宏	代表取締役	提出会社	67	25	18	112
新貝 康司	取締役	提出会社	6	—	1	117
	Executive Vice President	JT International S. A.	67	42	—	

(注) 1. 新貝康司氏の JT International S.A. Executive Vice President としての役員報酬の一部は、スイスフランで支払っております。1 スイスフラン=84.15円で円換算しております。

2. 新貝康司氏については、上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額として31百万円をJT International S.A. 社が負担しております。その内訳は、会社負担の生命保険、住居費用及び社有車費用、また医療保険及び企業年金の会社負担分です。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準とする
- ・ 業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・ 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・ 客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。

取締役の報酬構成については、以下のとおりです。

	役割	報酬構成
執行役員を兼務する取締役	日々の業務執行を通じた業績達成	「基本報酬」 「役員賞与」 「株式報酬型ストックオプション」
執行役員を兼務しない取締役	企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能	「基本報酬」 「株式報酬型ストックオプション」

監査役については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

また、報酬等の額については、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をモニタリングした上で、外部有識者を含む報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しております。

なお、業績や企業価値に連動した報酬については以下のとおりです。

「役員賞与」については、単年度の連結業績及び事業部門業績に応じて変動させております。また、「株式報酬型ストックオプション」については、中長期の企業価値と連動いたします。「役員賞与」の支給対象となる、執行役員を兼務する取締役においては、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は「基本報酬」に対して7割強としております。

iii 株式の保有状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
61銘柄 26,974百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	14,759	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ユニマットライフ (注)	3,739,500	5,029	業務提携関係があり、政策投資として保有
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,015,750	2,457	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,358	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,924	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,635	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,053	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	719	合併事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
東海旅客鉄道(株)	1,000	712	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本通運(株)	1,730,400	695	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(注) 当社は(株)ユニマットレインボーによる(株)ユニマットライフ株式に対する公開買付けに応募し、平成22年5月19日に保有株式を全て売却しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	12,382	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,807	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	1,759	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	3,511,050	1,348	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,326	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	881	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	1,000	659	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電信電話(株)	153,000	571	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	564	合併事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
日本通運(株)	1,730,400	551	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
電源開発(株)	213,600	547	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	1,330	426	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	419	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
住友信託銀行(株) (注)	818,000	352	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
雪印メグミルク(株)	246,900	314	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ダイセル化学工業(株)	602,000	308	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	295	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
キーコーヒー(株)	200,000	291	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	283	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)トーモク	1,000,000	264	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	219	合併事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
東京海上ホールディングス(株)	42,500	94	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本シイエムケイ(株)	145,200	52	合併事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	26,200	49	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	40	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電気(株)	145,000	26	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
伊藤忠食品(株)	100	0	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(注) 住友信託銀行(株)と中央三井トラスト・ホールディングス(株)は経営統合し、平成23年4月1日をもって三井住友トラスト・ホールディングス(株)となっております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

iv 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

v 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

vi 取締役の責任免除に関する事項

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる旨の規定を定款に定めております。

vii 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

viii 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	252	21	281	75
連結子会社	217	4	214	0
計	469	26	496	75

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとして JT International Holding B.V. と傘下の子会社の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて約11億円）があります。

(当連結会計年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとして JT International Holding B.V. と傘下の子会社の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて約9億円）があります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際会計基準に関するアドバイザー業務があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際会計基準に関するアドバイザー業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。
- (2) 指定国際会計基準の適用に備え、社内にプロジェクトチームを設置し、準備を進めております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	155,444	117,458
受取手形及び売掛金	296,884	301,829
有価証券	11,950	159,097
商品及び製品	151,062	129,654
半製品	109,621	103,475
仕掛品	5,522	3,738
原材料及び貯蔵品	※3 288,893	276,989
繰延税金資産	26,615	24,674
その他	153,470	133,684
貸倒引当金	△3,622	△2,781
流動資産合計	1,195,843	1,247,820
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 611,509	※3 595,928
減価償却累計額	△380,469	△371,113
建物及び構築物（純額）	231,039	224,815
機械装置及び運搬具	※3 668,608	※3 688,460
減価償却累計額	△455,737	△456,933
機械装置及び運搬具（純額）	212,870	231,527
工具、器具及び備品	※3 170,906	※3 157,203
減価償却累計額	△115,863	△106,304
工具、器具及び備品（純額）	55,042	50,899
土地	※3 138,702	※3 127,207
建設仮勘定	41,905	29,100
有形固定資産合計	679,561	663,550
無形固定資産		
のれん	1,387,397	1,147,816
商標権	350,900	286,435
その他	30,766	27,234
無形固定資産合計	1,769,064	1,461,487
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※3 83,760	※1, ※3 58,582
繰延税金資産	85,375	82,328
その他	※1, ※3 93,685	※1 81,698
貸倒引当金	△34,695	△23,540
投資その他の資産合計	228,127	199,069
固定資産合計	2,676,752	2,324,107
資産合計	3,872,595	3,571,927

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	149,462	170,820
短期借入金	※3 109,263	※3 70,059
コマーシャル・ペーパー	119,000	—
1年内償還予定の社債	※3 50,395	※3 126,486
1年内返済予定の長期借入金	※3 23,024	※3 21,490
リース債務	4,936	4,591
未払金	73,738	67,129
未払たばこ税	212,066	202,234
未払たばこ特別税	10,490	8,150
未払地方たばこ税	85,238	102,168
未払法人税等	54,057	65,651
未払消費税等	60,105	69,825
繰延税金負債	2,357	2,241
引当金	※2 39,610	※2 38,777
その他	107,789	113,746
流動負債合計	1,101,535	1,063,374
固定負債		
社債	※3 409,014	※3 325,738
長期借入金	※3 149,569	※3 152,414
リース債務	9,126	7,949
繰延税金負債	94,577	72,630
退職給付引当金	251,902	231,601
役員退職慰労引当金	763	375
その他	132,827	126,639
固定負債合計	1,047,782	917,350
負債合計	2,149,317	1,980,724
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,406	736,409
利益剰余金	1,310,669	1,400,189
自己株式	△74,575	△94,573
株主資本合計	2,072,501	2,142,025
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,043	5,753
海外連結子会社の年金債務調整額	△26,269	△27,486
為替換算調整勘定	△409,160	△606,000
その他の包括利益累計額合計	△423,387	△627,732
新株予約権	564	763
少数株主持分	73,599	76,146
純資産合計	1,723,278	1,591,202
負債純資産合計	3,872,595	3,571,927

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	6,134,695	6,194,554
売上原価	5,022,637	5,074,074
売上総利益	1,112,057	1,120,479
販売費及び一般管理費	※1, ※4 815,552	※1, ※4 791,798
営業利益	296,504	328,680
営業外収益		
受取利息	4,473	2,174
受取配当金	2,509	853
為替差益	—	797
持分法による投資利益	2,401	2,329
その他	6,224	5,873
営業外収益合計	15,608	12,029
営業外費用		
支払利息	26,111	17,059
為替差損	20,228	—
たばこ災害援助金	522	1,491
共済年金給付費用	1,724	1,384
その他	8,150	8,286
営業外費用合計	56,736	28,222
経常利益	255,377	312,487
特別利益		
固定資産売却益	※2 32,341	※2 12,182
投資有価証券売却益	—	5,389
英国競争法制裁金関連負債取崩益	※6 16,710	—
その他	9,464	3,028
特別利益合計	58,516	20,600
特別損失		
固定資産売却損	4,237	850
固定資産除却損	※3 6,334	※3 7,255
減損損失	6,042	5,297
事業構造強化費用	※5 9,900	※5 4,322
PCB廃棄物処理費用	4,055	—
カナダにおける行政法規違反過料	—	※7 12,843
東日本大震災による損失	—	※8 10,966
その他	7,268	11,055
特別損失合計	37,838	52,590
税金等調整前当期純利益	276,054	280,497
法人税、住民税及び事業税	114,145	152,402
法人税等調整額	17,158	△21,512
法人税等合計	131,303	130,889
少数株主損益調整前当期純利益	—	149,607
少数株主利益	6,302	4,646
当期純利益	138,448	144,961

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	149,607
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△6,458
海外連結子会社の年金債務調整額	—	△1,216
為替換算調整勘定	—	△196,360
その他の包括利益合計	—	※2 △204,035
包括利益	—	※1 △54,427
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△59,383
少数株主に係る包括利益	—	4,956

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		100,000		100,000
当期末残高		100,000		100,000
資本剰余金				
前期末残高		736,400		736,406
当期変動額				
自己株式の処分		6		2
当期変動額合計		6		2
当期末残高		736,406		736,409
利益剰余金				
前期末残高		1,224,989		1,310,669
当期変動額				
剰余金の配当		△53,648		△55,564
当期純利益		138,448		144,961
連結範囲の変動		—		122
持分法の適用範囲の変動		880		—
当期変動額合計		85,680		89,519
当期末残高		1,310,669		1,400,189
自己株式				
前期末残高		△74,578		△74,575
当期変動額				
自己株式の取得		—		△19,999
自己株式の処分		3		1
当期変動額合計		3		△19,998
当期末残高		△74,575		△94,573
株主資本合計				
前期末残高		1,986,810		2,072,501
当期変動額				
剰余金の配当		△53,648		△55,564
当期純利益		138,448		144,961
連結範囲の変動		—		122
持分法の適用範囲の変動		880		—
自己株式の取得		—		△19,999
自己株式の処分		9		4
当期変動額合計		85,690		69,523
当期末残高		2,072,501		2,142,025

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	8,437	12,043
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,606	△6,290
当期末残高	12,043	5,753
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	92	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△92	—
当期末残高	—	—
海外連結子会社の年金債務調整額		
前期末残高	△18,965	△26,269
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,304	△1,216
当期末残高	△26,269	△27,486
為替換算調整勘定		
前期末残高	△423,561	△409,160
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,400	△196,839
当期末残高	△409,160	△606,000
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△433,997	△423,387
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,610	△204,345
当期末残高	△423,387	△627,732
新株予約権		
前期末残高	364	564
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	198
当期末残高	564	763
少数株主持分		
前期末残高	71,109	73,599
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,489	2,547
当期末残高	73,599	76,146

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,624,288	1,723,278
当期変動額		
剰余金の配当	△53,648	△55,564
当期純利益	138,448	144,961
連結範囲の変動	—	122
持分法の適用範囲の変動	880	—
自己株式の取得	—	△19,999
自己株式の処分	9	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,299	△201,599
当期変動額合計	98,990	△132,075
当期末残高	1,723,278	1,591,202

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) その他の包括利益累計額の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		276,054		280,497
減価償却費		132,770		121,648
減損損失		6,042		5,297
のれん償却額		97,394		91,089
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△8,034		△10,219
受取利息及び受取配当金		△6,982		△3,027
支払利息		26,111		17,059
持分法による投資損益 (△は益)		—		△2,329
固定資産除売却損益 (△は益)		△24,236		△6,227
投資有価証券売却損益 (△は益)		—		△4,113
投資有価証券評価損益 (△は益)		1,436		—
カナダにおける行政法規違反過料		—		12,843
売上債権の増減額 (△は増加)		5,702		△29,890
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△79,456		△2,452
仕入債務の増減額 (△は減少)		△12,820		28,970
未払金の増減額 (△は減少)		14,905		△7,160
未払たばこ税等の増減額 (△は減少)		30,842		27,627
未払消費税等の増減額 (△は減少)		—		14,952
その他		△497		13,902
小計		459,229		548,467
利息及び配当金の受取額		7,090		5,052
利息の支払額		△29,956		△18,658
カナダにおける行政法規違反過料の支払額		—		△12,843
法人税等の支払額		△116,338		△122,379
営業活動によるキャッシュ・フロー		320,024		399,638
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△3,999		△30,076
有価証券の売却及び償還による収入		2,470		15,870
有形固定資産の取得による支出		△121,459		△131,242
有形固定資産の売却による収入		44,057		18,814
無形固定資産の取得による支出		△6,639		△6,491
投資有価証券の売却及び償還による収入		—		20,617
定期預金の預入による支出		—		△25,298
定期預金の払戻による収入		—		21,169
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		△9,975		—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出		—		△646
その他		11,487		△2,121
投資活動によるキャッシュ・フロー		△84,057		△119,406

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	93,443	△172,082
長期借入れによる収入	1,712	62,946
長期借入金の返済による支出	△191,041	△23,206
社債の発行による収入	100,304	79,793
社債の償還による支出	△191,928	△50,300
自己株式の取得による支出	—	△19,999
配当金の支払額	△53,642	△55,558
少数株主からの払込みによる収入	190	584
少数株主への配当金の支払額	△3,680	△1,665
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△5,755	△5,461
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△250,398	△184,950
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,542	△5,604
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,888	89,676
現金及び現金同等物の期首残高	167,257	154,368
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	194
現金及び現金同等物の期末残高	*1 154,368	*1 244,240

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>・連結子会社の数 258社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>JTI Kannenberg Comercio de Tabacos do Brasil Ltda. 等15社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であった東京たばこ商事(株)等31社につきましては、清算が終了したこと等により、連結の範囲から除いております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>・連結子会社の数 246社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>JT International Zagreb d.o.o. za trgovinu i usluge等12社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったフードイングループ(株)等24社につきましては、株式を譲渡したこと等により、連結の範囲から除いております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 (株)エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ等の17社であります。</p> <p>なお、Cargo Handling Services Limitedについては、新たに株式を取得したことから当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めており、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、(株)ハブ、(株)大冷等6社につきましては、持分比率が減少したこと等により、持分法適用の関連会社から除いております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社 (株)エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ等の14社であります。</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用会社であった、千一食品(株)等3社につきましては、株式を譲渡したことにより、持分法適用会社から除いております。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、海外子会社の決算日は主として12月31日であります。 また、連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。） 時価のないもの……主として移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ……時価法によっております。</p> <p>③ たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）</p>	<p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……同左 その他有価証券 時価のあるもの……同左 時価のないもの……同左</p> <p>② デリバティブ……同左</p> <p>③ たな卸資産……同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却方法	<p>① 有形固定資産…主として定率法 (リース資産を (ただし、平成10 除く) 年4月1日以降に 取得した建物(建 物附属設備を除 く)については定 額法)を採用して おりますが、一部 の国内連結子会社 では定額法によっ ております。 なお、主な耐用年 数は以下のとおり であります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>② 無形固定資産…定額法によってお (リース資産を ります。 除く) なお、主な耐用年 数は以下のとおり であります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>③ リース資産…所有権移転外ファイ ナンス・リース 取引に係るリース 資産については、 主として、リース 期間を耐用年数と し残存価額を零と する定額法によっ ております。</p>	<p>① 有形固定資産…同左 (リース資産を 除く)</p> <p>② 無形固定資産…同左 (リース資産を 除く)</p> <p>③ リース資産…同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>b. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>デリバティブ取引に関する内部規程である「グループ財務業務基本方針」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p>	<p>同左</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理に、金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(6) 海外連結子会社の会計 処理基準	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法</p> <p>原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>JT International S.A. 他海外連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…主として見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>ii 無形固定資産…商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>③ 退職給付会計</p> <p>退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法</p> <p>原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップ、一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>同左</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…同左</p> <p>ii 無形固定資産…同左</p> <p>③ 退職給付会計</p> <p>退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部のその他の包括利益累計額の区分に計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(7) のれんの償却方法及び償却期間</p> <p>(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>④ デリバティブの処理方法 ヘッジ目的で通貨関連及び金利関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。</p> <p>—————</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>④ デリバティブの処理方法 同左</p> <p>のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>—————</p>
<p>6. のれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。</p>	<p>—————</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>—————</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(連結貸借対照表) 前連結会計年度において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「長期貸付金」(当連結会計年度1,403百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 (連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」(前連結会計年度2,369百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。	(連結損益計算書) 1. 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度3,820百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 2. 前連結会計年度において、特別損失に区分掲記しておりました「PCB廃棄物処理費用」(当連結会計年度86百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。 3. 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損益」(前連結会計年度△2,401百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 2. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益」(前連結会計年度△1,692百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	3. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券評価損益」(当連結会計年度981百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 4. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」(前連結会計年度14,245百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 5. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の売却及び償還による収入」(前連結会計年度14,718百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 6. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の預入による支出」(前連結会計年度△14,602百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 7. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の払戻による収入」(前連結会計年度9,014百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																												
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">23,582百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(出資金)</td> <td style="text-align: right;">349百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 流動負債「引当金」は、賞与引当金及び売上割戻引当金等であります。</p> <p>※3. (1) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,821百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,315百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">6,939百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,076百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,281百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,861百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,755百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">420百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,319百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	23,582百万円	その他(出資金)	349百万円	建物及び構築物	5,821百万円	土地	4,315百万円	その他	6,939百万円	計	17,076百万円	長期借入金	5,281百万円	短期借入金	10,861百万円	1年内返済予定の長期借入金	1,755百万円	その他	420百万円	計	18,319百万円	<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">19,178百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(出資金)</td> <td style="text-align: right;">91百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 同左</p> <p>※3. (1) 同左</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">7,209百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,394百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2,263百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,867百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,486百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,774百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">966百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">620百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,847百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	19,178百万円	その他(出資金)	91百万円	建物及び構築物	7,209百万円	土地	3,394百万円	その他	2,263百万円	計	12,867百万円	長期借入金	3,486百万円	短期借入金	1,774百万円	1年内返済予定の長期借入金	966百万円	その他	620百万円	計	6,847百万円
投資有価証券	23,582百万円																																												
その他(出資金)	349百万円																																												
建物及び構築物	5,821百万円																																												
土地	4,315百万円																																												
その他	6,939百万円																																												
計	17,076百万円																																												
長期借入金	5,281百万円																																												
短期借入金	10,861百万円																																												
1年内返済予定の長期借入金	1,755百万円																																												
その他	420百万円																																												
計	18,319百万円																																												
投資有価証券	19,178百万円																																												
その他(出資金)	91百万円																																												
建物及び構築物	7,209百万円																																												
土地	3,394百万円																																												
その他	2,263百万円																																												
計	12,867百万円																																												
長期借入金	3,486百万円																																												
短期借入金	1,774百万円																																												
1年内返済予定の長期借入金	966百万円																																												
その他	620百万円																																												
計	6,847百万円																																												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">21,980百万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">143,703百万円</td> </tr> <tr> <td>報酬・給料手当</td> <td style="text-align: right;">133,509百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">17,524百万円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">24,102百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与</td> <td style="text-align: right;">13,313百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">27,606百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">72,590百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">97,427百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">49,644百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地30,440百万円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、機械及び装置2,437百万円であります。</p> <p>※4. 研究開発費は、総額49,644百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※5. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。</p> <p>※6. 連結子会社であるGallaher Group Ltd. (旧Gallaher Group Plc) 及びGallaher Ltd. (以下、Gallaher社等) は、平成22年4月16日、当社におけるGallaher社等の買収以前の英国でのたばこ製品小売価格に係る競争法違反について、英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) から、制裁金として50百万スターリング・ポンドの支払いを決定する旨の通知を受けました。当社グループは、平成19年4月18日のGallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課せられるリスクを評価した上で164百万スターリング・ポンドを負債計上し、連結貸借対照表上は、その他流動負債及びその他固定負債に含めて表示しておりましたが、今回の支払通知額が当該負債計上額を下回ったことから、かかる差額114百万スターリング・ポンドを特別利益の「英国競争法制裁金関連負債取崩益」として計上しております。</p>	広告宣伝費	21,980百万円	販売促進費	143,703百万円	報酬・給料手当	133,509百万円	退職給付費用	17,524百万円	法定福利費	24,102百万円	従業員賞与	13,313百万円	賞与引当金繰入額	27,606百万円	減価償却費	72,590百万円	のれん償却額	97,427百万円	研究開発費	49,644百万円	<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">20,899百万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">140,791百万円</td> </tr> <tr> <td>報酬・給料手当</td> <td style="text-align: right;">135,784百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">16,475百万円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">22,696百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与</td> <td style="text-align: right;">13,014百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">29,390百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">60,860百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">91,107百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">53,363百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地11,608百万円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、建物3,005百万円であります。</p> <p>※4. 研究開発費は、総額53,363百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※5. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内たばこ事業及び食品事業の合理化費用であります。</p>	広告宣伝費	20,899百万円	販売促進費	140,791百万円	報酬・給料手当	135,784百万円	退職給付費用	16,475百万円	法定福利費	22,696百万円	従業員賞与	13,014百万円	賞与引当金繰入額	29,390百万円	減価償却費	60,860百万円	のれん償却額	91,107百万円	研究開発費	53,363百万円
広告宣伝費	21,980百万円																																								
販売促進費	143,703百万円																																								
報酬・給料手当	133,509百万円																																								
退職給付費用	17,524百万円																																								
法定福利費	24,102百万円																																								
従業員賞与	13,313百万円																																								
賞与引当金繰入額	27,606百万円																																								
減価償却費	72,590百万円																																								
のれん償却額	97,427百万円																																								
研究開発費	49,644百万円																																								
広告宣伝費	20,899百万円																																								
販売促進費	140,791百万円																																								
報酬・給料手当	135,784百万円																																								
退職給付費用	16,475百万円																																								
法定福利費	22,696百万円																																								
従業員賞与	13,014百万円																																								
賞与引当金繰入額	29,390百万円																																								
減価償却費	60,860百万円																																								
のれん償却額	91,107百万円																																								
研究開発費	53,363百万円																																								

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
————— —————	<p>※7. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドルを支払いました。なお、当該支払額を、特別損失の「カナダにおける行政法規違反過料」として計上しております。</p> <p>※8. 東日本大震災による損失は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社及び連結子会社の製造工場等で発生した、固定資産の滅失損失及び復旧費用、並びにたな卸資産の滅失損失等でありませす。</p> <p>また、当該震災により被災した固定資産及びたな卸資産に対しては、概ね、損害保険を付保しております。</p>

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	149,058百万円
少数株主に係る包括利益	6,764百万円
計	155,822百万円

※2. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	3,740百万円
繰延ヘッジ損益	△79百万円
海外連結子会社の年金債務調整額	△7,304百万円
為替換算調整勘定	14,714百万円
計	11,071百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式(注)	419	—	0	419
合計	419	—	0	419

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少17株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	564
合計		—	—	—	—	—	564

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	26,824	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月24日
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	26,824	2,800	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	利益剰余金	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月25日

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数 （千株）	当連結会計年度 減少株式数 （千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式（注）	419	58	0	478
合計	419	58	0	478

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加58,630株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加によるもので、減少7株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	763
合計		—	—	—	—	—	763

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	26,824	2,800	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	38,085	利益剰余金	4,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
百万円	百万円
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
155,444	117,458
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等
△7,855	△12,638
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)	容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)
6,780	139,420
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
154,368	244,240
2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ3,416百万円であります。	2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ3,573百万円であります。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
[借手側] オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	[借手側] オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内	1年内
7,361百万円	6,571百万円
1年超	1年超
21,152百万円	13,871百万円
合計	合計
28,514百万円	20,443百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び主要な連結子会社は、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入及び社債発行により調達しております。また、一時的な余資は、安全性、流動性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金のうち、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローに係る為替変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引、借入金・社債の支払利息に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の会計処理基準に関する事項「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社及び主要な連結子会社は、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、主要な取引先については、与信限度額もしくは取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

当社及び主要な連結子会社は、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

② 為替の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローについて、為替変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

③ 金利の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

④ 市場価格の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

⑤ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できないリスク)の管理

当社及び主要な連結子会社は、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握及び集約し、当社の経営

会議に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、当社及び主要な連結子会社は、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、次表に含まれておりません（（注2）を参照下さい。）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	155,444	155,444	—
(2) 受取手形及び売掛金	296,884		
貸倒引当金(*1)	△2,860		
	294,024	294,024	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	67,310	67,310	0
① 満期保有目的の債券	300	300	0
② その他有価証券	67,010	67,010	—
資産計	516,779	516,779	0
(1) 支払手形及び買掛金	149,462	149,462	—
(2) 短期借入金	109,263	109,263	—
(3) コマーシャル・ペーパー	119,000	119,000	—
(4) 未払金	73,738	73,738	—
(5) 未払たばこ税	212,066	212,066	—
(6) 未払たばこ特別税	10,490	10,490	—
(7) 未払地方たばこ税	85,238	85,238	—
(8) 未払法人税等	54,057	54,057	—
(9) 未払消費税等	60,105	60,105	—
(10) 社債	459,409	474,272	14,862
(11) 長期借入金	172,594	173,732	1,138
負債計	1,505,426	1,521,427	16,001
デリバティブ取引(*2)	2,039	2,039	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー、(4) 未払金、(5) 未払たばこ税、(6) 未払たばこ特別税、(7) 未払地方たばこ税、(8) 未払法人税等及び(9) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

当社及び連結子会社が発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式及びその他有価証券等	28,400

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	155,444	—	—	—
受取手形及び売掛金	296,884	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	300	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	11,650	2,500	9	—
合計	464,279	2,500	9	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	109,263	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—	—	—	—	—
社債	50,300	146,030	60,150	36,706	166,200	—
長期借入金	23,024	22,203	104,106	20,928	1,800	529
合計	301,588	168,233	164,256	57,634	168,000	529

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び主要な連結子会社は、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入及び社債発行により調達しております。また、一時的な余資は、安全性、流動性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券及び株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金のうち、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローに係る為替変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引、借入金及び社債の支払利息に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の会計処理基準に関する事項「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、主要な取引先については、与信限度額もしくは取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

当社及び主要な連結子会社は、余資運用及びデリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

② 為替の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローについて、為替変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

③ 金利の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

④ 市場価格の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

⑤ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できないリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握並びに集約し、当社の経営会議に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、当社及び主要な連結子会社は、複数の金融機関

とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、必ずしもその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、次表に含まれておりません（注2）を参照下さい。）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	117,458	117,458	-
(2) 受取手形及び売掛金	301,829		
貸倒引当金(*1)	△2,362		
	299,466	299,466	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	194,164	194,164	-
資産計	611,090	611,090	-
(1) 支払手形及び買掛金	170,820	170,820	-
(2) 短期借入金	70,059	70,059	-
(3) 未払金	67,129	67,129	-
(4) 未払たばこ税	202,234	202,234	-
(5) 未払たばこ特別税	8,150	8,150	-
(6) 未払地方たばこ税	102,168	102,168	-
(7) 未払法人税等	65,651	65,651	-
(8) 未払消費税等	69,825	69,825	-
(9) 社債	452,225	462,475	10,250
(10) 長期借入金	173,905	174,302	396
負債計	1,382,170	1,392,817	10,647
デリバティブ取引(*2)	3,950	3,950	-

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払たばこ税、(5) 未払たばこ特別税、(6) 未払地方たばこ税、(7) 未払法人税等及び(8) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

当社及び連結子会社が発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式及びその他有価証券等	23,515

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	117,458	-	-	-
受取手形及び売掛金	301,829	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	159,097	3,530	4	-
合計	578,385	3,530	4	-

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	70,059	-	-	-	-	-
社債	126,479	60,150	31,676	153,981	40,000	40,000
長期借入金	21,490	99,377	20,893	1,692	30,035	416
合計	218,030	159,527	52,569	155,673	70,035	40,416

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券 (平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債・地方債等	300	300	0
合計		300	300	0

2. その他有価証券 (平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	(1) 株式	38,127	18,371	19,755
	(2) 債券	6,651	6,523	127
	(3) その他	4,293	3,245	1,047
	小計	49,072	28,141	20,931
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	(1) 株式	8,823	10,698	△1,874
	(2) 債券	1,066	1,079	△12
	(3) その他	8,047	8,154	△107
	小計	17,937	19,932	△1,994
合計		67,010	48,073	18,936

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

3. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	7,097	1,900	1,936
(2) 債券	92	18	—
(3) その他	5,772	1,763	2
合計	12,961	3,682	1,938

4. 保有目的を変更した有価証券 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

従来関連会社株式として保有していた(株)ハブの株式を、一部売却し、持分法適用の範囲から除外したことにより、当連結会計年度中にその他有価証券に変更しております。なお、この変更による経常利益、及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

5. 減損処理を行った有価証券 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について1,404百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

当連結会計年度

1. その他有価証券（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	(1) 株式	21,444	10,546	10,898
	(2) 債券	6,438	6,380	58
	(3) その他	24	17	6
	小計	27,908	16,944	10,963
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	(1) 株式	8,939	11,587	△2,648
	(2) 債券	17,888	17,940	△51
	(3) その他	139,429	139,429	—
	小計	166,256	168,956	△2,699
合計		194,164	185,901	8,263

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	10,804	4,502	728
(2) その他	4,081	538	127
合計	14,886	5,041	856

3. 減損処理を行った有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度において、有価証券について953百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)
前連結会計年度(平成22年3月31日)

下記デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

なお、時価の算定の方法は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	296,522	2,894	654	654
	売建	133,767	2,416	△489	△489
	通貨スワップ取引				
	買建	59,712	—	△122	△122
	売建	2,259	2,259	△460	△460
	合計	492,262	7,570	△418	△418

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	36,606	36,606	2,296	2,296
	金利キャップ取引				
	買建	297,744	36,606	161	△1,208
	合計	334,350	73,212	2,457	1,088

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	1,136	437	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成23年3月31日）

下記デリバティブ取引に関する契約額等については、必ずしもその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

なお、時価の算定の方法は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	204,215	—	2,944	2,944
	売建	85,173	—	△1,237	△1,237
	通貨スワップ取引				
	売建	1,781	1,781	△82	△82
	通貨オプション取引				
	買建	6,111	—	120	△151
	合計	297,282	1,781	1,745	1,473

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	31,576	31,576	2,191	2,191
	金利キャップ取引				
	買建	31,576	31,576	13	△513
	合計	63,152	63,152	2,205	1,677

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	357	197	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨 スワップの 一体処理	金利通貨スワップ取引				
	受取変動・支払固定 買建	長期借入金	30,000	30,000	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
① 退職給付債務 (百万円)	△455,264	△486,862
② 年金資産 (百万円)	321,317	307,113
③ 未積立退職給付債務 (①+②) (百万円)	△133,946	△179,748
④ 未認識数理計算上の差異 (百万円)	42,196	100,671
⑤ 未認識過去勤務債務 (百万円)	4,789	3,533
⑥ 連結貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) (百万円)	△86,960	△75,544
⑦ 海外連結子会社の年金債務調整額 (注) 2 (百万円)	△35,742	△34,685
⑧ 前払年金費用 (百万円)	23,390	22,807
⑨ その他流動負債 (注) 3 (百万円)	△3,720	△2,434
⑩ 退職給付引当金 (⑥+⑦-⑧-⑨) (注) 4 (百万円)	△142,372	△130,601

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 会計処理基準に関する事項「(6)海外連結子会社の会計処理基準」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であり、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書においては、その他の包括利益累計額の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務のうち、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記⑩とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 109,529百万円 (当連結会計年度) 100,999百万円

5. 当社の国内連結子会社の一部は複数事業主制度に加入しており、要拠出額は退職給付費用として処理しております。なお、当該複数事業主制度のうち、東京薬業厚生年金基金(総合型)に関する事項については、次のとおりであります。

(イ) 制度全体の積立状況に関する事項

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
年金資産の額	325,177 百万円	403,992 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	502,794 百万円	458,224 百万円
差引額	△177,616 百万円	△54,232 百万円

上記の額は、前連結会計年度については平成21年3月31日、当連結会計年度については平成22年3月31日を基準日としております。

(ロ) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

(前連結会計年度) 1.3% (当連結会計年度) 1.3%

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
① 勤務費用 (注) 1 (百万円)	11,293	11,126
② 利息費用 (百万円)	18,090	17,928
③ 期待運用収益 (百万円)	△12,902	△13,883
④ 数理計算上の差異の費用処理額 (注) 2 (百万円)	3,876	2,903
⑤ 過去勤務債務の費用処理額 (注) 2 (百万円)	1,744	1,639
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤) (百万円)	22,102	19,714

- (注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「① 勤務費用」に計上しております。
2. 割増退職金は以下のとおりであり、特別損失として計上しております。なお、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を含めております。
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| (前連結会計年度) | 8,523百万円 | (当連結会計年度) | 2,872百万円 |
|-----------|----------|-----------|----------|
3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、計上額は以下のとおりであります。
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| (前連結会計年度) | 5,679百万円 | (当連結会計年度) | 5,812百万円 |
|-----------|----------|-----------|----------|

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	(国内退職給付制度)	(海外退職給付制度)
①退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によっております。	主として給付算定式に従う方法によっております。
②割引率	主として2.5%であります。	主として3.0%から5.8%であります。
③期待運用収益率	主として2.5%であります。	主として4.5%から6.2%であります。
④過去勤務債務の額の 処理年数	主として10年であります。 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理しております。)	主として6年から10年であります。 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理しております。)
⑤数理計算上の差異の 処理年数	主として10年であります。 (主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	主として5年から19年であります。 (主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	(国内退職給付制度)	(海外退職給付制度)
①退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によ っております。	主として給付算定式に従う 方法によっております。
②割引率	主として1.7%であります。	主として2.8%から5.4%で あります。
③期待運用収益率	主として2.5%であります。	主として4.3%から5.7%で あります。
④過去勤務債務の額の 処理年数	主として10年であります。 (発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法によ り、費用処理しておりま す。)	主として7年から10年であ ります。 (発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法によ り、費用処理しておりま す。)
⑤数理計算上の差異の 処理年数	主として10年であります。 (主に各連結会計年度の発 生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により 按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用 処理することとしておりま す。)	主として7年から15年であ ります。 (主に各連結会計年度の発 生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により 按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用 処理することとしておりま す。)

(共済年金給付関係)

会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

1. 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
① 共済年金給付負担に係る債務額(注)1 (百万円)	△106,345	△97,576
② 未認識数理計算上の差異(注)2(百万円)	△3,183	△3,422
③ 共済年金給付負担に係る引当金(①+②) (注)3(百万円)	△109,529	△100,999

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 共済年金給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
① 利息費用(百万円)	1,753	1,595
② 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	△28	△210
③ 共済年金給付費用(①+②)(百万円)	1,724	1,384

3. 共済年金給付負担に係る債務額の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
① 割引率	1.5%であります。	1.2%であります。
② 数理計算上の差異の処理年数	10年であります。(定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 209百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 16名	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名	当社取締役 9名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株	普通株式 547株	普通株式 1,153株
付与日	平成20年1月8日	平成20年10月6日	平成21年10月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日	平成20年6月24日 平成21年6月23日	平成21年6月23日 平成22年6月24日
権利行使期間(注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日	平成20年10月7日 平成50年10月6日	平成21年10月14日 平成51年10月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。)

② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	137	—
付与	—	—	1,153
失効	—	—	—
権利確定	—	137	865
未確定残	—	—	288

権利確定後（株）			
前連結会計年度末	426	410	—
権利確定	—	137	865
権利行使	17	—	—
失効	—	—	—
未行使残	409	547	865

② 単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	272,959	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	581,269	285,904	197,517

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
株価変動性（注）1	34.536%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	5,400円/株
無リスク利率（注）4	1.778%

（注）1. 上場日以後の期間（平成6年10月27日から平成21年10月13日）の株価実績に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成21年3月期中間配当実績及び同期末配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 202百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2010年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 16名	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名	当社取締役 9名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名	当社取締役 9名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株	普通株式 547株	普通株式 1,153株	普通株式 979株
付与日	平成20年1月8日	平成20年10月6日	平成21年10月13日	平成22年10月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日	平成20年6月24日 平成21年6月23日	平成21年6月23日 平成22年6月24日	平成22年6月24日 平成23年6月24日
権利行使期間 (注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日	平成20年10月7日 平成50年10月6日	平成21年10月14日 平成51年10月13日	平成22年10月5日 平成52年10月4日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている（ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。）。

② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2010年度新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	288	—
付与	—	—	—	979
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	288	734
未確定残	—	—	—	245

権利確定後（株）				
前連結会計年度末	409	547	865	—
権利確定	—	—	288	734
権利行使	7	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	402	547	1,153	734

② 単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2010年度新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	275,323	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	581,269	285,904	197,517	198,386

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2010年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2010年度新株予約権
株価変動性（注）1	34.351%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	5,600円/株
無リスク利子率（注）4	1.406%

（注）1. 上場日以後の期間（平成6年10月27日から平成22年10月4日）の株価実績に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成22年3月期中間配当実績及び同期末配当実績（記念配当200円を除く）によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">42,984百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">44,195百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">45,685百万円</td> </tr> <tr> <td>為替差損</td> <td style="text-align: right;">20,139百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">10,488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">73,255百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">236,748百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△74,102百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">162,646百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△26,306百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△72,286百万円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">△8,782百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△40,213百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△147,589百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">15,056百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">26,615百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">85,375百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">2,357百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">94,577百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△6.90%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">1.95%</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">8.81%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6.10%</td> </tr> <tr> <td>英国競争法制裁金関連負債</td> <td style="text-align: right;">△2.44%</td> </tr> <tr> <td>取崩益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.31%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">47.56%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	42,984百万円	共済年金給付負担金	44,195百万円	繰越欠損金	45,685百万円	為替差損	20,139百万円	貸倒引当金	10,488百万円	その他	73,255百万円	繰延税金資産小計	236,748百万円	評価性引当額	△74,102百万円	繰延税金資産合計	162,646百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△26,306百万円	買収会計に関わる評価アップ	△72,286百万円	前払年金費用	△8,782百万円	その他	△40,213百万円	繰延税金負債合計	△147,589百万円	繰延税金資産の純額	15,056百万円	流動資産－繰延税金資産	26,615百万円	固定資産－繰延税金資産	85,375百万円	流動負債－繰延税金負債	2,357百万円	固定負債－繰延税金負債	94,577百万円	国内の法定実効税率	40.35%	(調整)		海外連結子会社の税率差異	△6.90%	損金不算入額	1.95%	のれん償却額	8.81%	評価性引当額	6.10%	英国競争法制裁金関連負債	△2.44%	取崩益		その他	△0.31%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.56%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">41,028百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">40,753百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">65,122百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">77,114百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">224,018百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△69,116百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">154,902百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△25,498百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△56,576百万円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">△8,637百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△32,057百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△122,770百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">32,131百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">24,674百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">82,328百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">2,241百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">72,630百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△10.32%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">2.75%</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">8.75%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1.43%</td> </tr> <tr> <td>カナダにおける行政法規違反過料</td> <td style="text-align: right;">1.60%</td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の法人所得税の不確実性</td> <td style="text-align: right;">5.31%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.35%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">46.66%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	41,028百万円	共済年金給付負担金	40,753百万円	繰越欠損金	65,122百万円	その他	77,114百万円	繰延税金資産小計	224,018百万円	評価性引当額	△69,116百万円	繰延税金資産合計	154,902百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△25,498百万円	買収会計に関わる評価アップ	△56,576百万円	前払年金費用	△8,637百万円	その他	△32,057百万円	繰延税金負債合計	△122,770百万円	繰延税金資産の純額	32,131百万円	流動資産－繰延税金資産	24,674百万円	固定資産－繰延税金資産	82,328百万円	流動負債－繰延税金負債	2,241百万円	固定負債－繰延税金負債	72,630百万円	国内の法定実効税率	40.35%	(調整)		海外連結子会社の税率差異	△10.32%	損金不算入額	2.75%	のれん償却額	8.75%	評価性引当額	△1.43%	カナダにおける行政法規違反過料	1.60%	海外連結子会社の法人所得税の不確実性	5.31%	その他	△0.35%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.66%
繰延税金資産																																																																																																																									
退職給付引当金	42,984百万円																																																																																																																								
共済年金給付負担金	44,195百万円																																																																																																																								
繰越欠損金	45,685百万円																																																																																																																								
為替差損	20,139百万円																																																																																																																								
貸倒引当金	10,488百万円																																																																																																																								
その他	73,255百万円																																																																																																																								
繰延税金資産小計	236,748百万円																																																																																																																								
評価性引当額	△74,102百万円																																																																																																																								
繰延税金資産合計	162,646百万円																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																									
圧縮記帳積立金	△26,306百万円																																																																																																																								
買収会計に関わる評価アップ	△72,286百万円																																																																																																																								
前払年金費用	△8,782百万円																																																																																																																								
その他	△40,213百万円																																																																																																																								
繰延税金負債合計	△147,589百万円																																																																																																																								
繰延税金資産の純額	15,056百万円																																																																																																																								
流動資産－繰延税金資産	26,615百万円																																																																																																																								
固定資産－繰延税金資産	85,375百万円																																																																																																																								
流動負債－繰延税金負債	2,357百万円																																																																																																																								
固定負債－繰延税金負債	94,577百万円																																																																																																																								
国内の法定実効税率	40.35%																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																									
海外連結子会社の税率差異	△6.90%																																																																																																																								
損金不算入額	1.95%																																																																																																																								
のれん償却額	8.81%																																																																																																																								
評価性引当額	6.10%																																																																																																																								
英国競争法制裁金関連負債	△2.44%																																																																																																																								
取崩益																																																																																																																									
その他	△0.31%																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.56%																																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																																									
退職給付引当金	41,028百万円																																																																																																																								
共済年金給付負担金	40,753百万円																																																																																																																								
繰越欠損金	65,122百万円																																																																																																																								
その他	77,114百万円																																																																																																																								
繰延税金資産小計	224,018百万円																																																																																																																								
評価性引当額	△69,116百万円																																																																																																																								
繰延税金資産合計	154,902百万円																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																									
圧縮記帳積立金	△25,498百万円																																																																																																																								
買収会計に関わる評価アップ	△56,576百万円																																																																																																																								
前払年金費用	△8,637百万円																																																																																																																								
その他	△32,057百万円																																																																																																																								
繰延税金負債合計	△122,770百万円																																																																																																																								
繰延税金資産の純額	32,131百万円																																																																																																																								
流動資産－繰延税金資産	24,674百万円																																																																																																																								
固定資産－繰延税金資産	82,328百万円																																																																																																																								
流動負債－繰延税金負債	2,241百万円																																																																																																																								
固定負債－繰延税金負債	72,630百万円																																																																																																																								
国内の法定実効税率	40.35%																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																									
海外連結子会社の税率差異	△10.32%																																																																																																																								
損金不算入額	2.75%																																																																																																																								
のれん償却額	8.75%																																																																																																																								
評価性引当額	△1.43%																																																																																																																								
カナダにおける行政法規違反過料	1.60%																																																																																																																								
海外連結子会社の法人所得税の不確実性	5.31%																																																																																																																								
その他	△0.35%																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.66%																																																																																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(平成23年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等を所有しております。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計 年度末の時価 (百万円)
	前連結会計 年度末残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計 年度末残高	
オフィスビル	41,505	△2,419	39,086	140,605
住宅	5,278	△142	5,136	26,737
その他	29,271	△10,951	18,319	66,774
合計	76,056	△13,514	62,542	234,118

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。
国内における未利用不動産の売却等 (11,214 百万円)
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりであります。

用途	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (売却損益等) (百万円)
オフィスビル	11,546	5,179	6,366	△44
住宅	1,512	502	1,009	△20
その他	2,941	3,327	△386	21,767
合計	15,999	9,009	6,990	21,702

(注) 賃貸費用には減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等を所有しております。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 （百万円）
	前連結会計 年度末残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計 年度末残高	
オフィスビル	39,086	△2,050	37,035	124,706
住宅	5,136	△832	4,303	24,037
その他	18,319	△4,439	13,880	59,523
合計	62,542	△7,322	55,219	208,267

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。
国内における未利用不動産の売却等（2,185百万円）
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産に関する平成23年3月期における損益は、次のとおりであります。

用途	賃貸収益 （百万円）	賃貸費用 （百万円）	差額 （百万円）	その他損益 （売却損益等） （百万円）
オフィスビル	11,194	4,601	6,592	△75
住宅	1,381	376	1,004	624
その他	2,150	1,577	572	4,174
合計	14,726	6,556	8,170	4,723

(注) 賃貸費用には減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等が含まれております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,042,836	2,633,636	44,068	394,653	19,500	6,134,695	—	6,134,695
(2) セグメント間内部売上高又は振替高	54,921	38,128	—	111	10,448	103,609	(103,609)	—
計	3,097,758	2,671,764	44,068	394,764	29,948	6,238,304	(103,609)	6,134,695
営業費用	2,894,418	2,562,637	57,661	408,460	19,393	5,942,571	(104,380)	5,838,190
営業利益又は営業損失(△)	203,339	109,127	△13,592	△13,695	10,555	295,733	771	296,504
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	782,293	2,765,948	114,060	311,189	85,093	4,058,584	(185,988)	3,872,595
減価償却費	53,218	56,089	3,941	16,498	2,781	132,529	240	132,770
減損損失	17	1,030	—	3,135	—	4,183	1,859	6,042
資本的支出	45,827	64,552	2,953	23,445	346	137,125	8	137,133

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

- ① 国内たばこ……………製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
- ② 海外たばこ……………製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度) 74,995百万円

4. 営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,088	84,651	—	11,687	—	97,427

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,084,320百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成21年1月1日から平成21年12月31日までを前連結会計年度に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,482,547	1,677,755	974,392	6,134,695	—	6,134,695
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	59,889	196,600	34,326	290,815	(290,815)	—
計	3,542,436	1,874,355	1,008,718	6,425,511	(290,815)	6,134,695
営業費用	3,357,883	1,914,644	858,223	6,130,751	(292,561)	5,838,190
営業利益又は営業損失 (△)	184,553	△40,288	150,495	294,759	1,745	296,504
II 資産	1,031,910	2,358,102	433,866	3,823,880	48,715	3,872,595

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

4. 営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	12,775	84,651	—	97,427

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	1,646,648	1,008,325	2,654,973
II 連結売上高（百万円）			6,134,695
III 連結売上高に占める海外売上高の 割合（%）	26.8	16.5	43.3

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、食品を製造・販売しており、その内製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。

したがって当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます）での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A.を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「食品事業」は、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造・販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産等の額の測定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。セグメント間の内部収益及び振替高は概ね市場実勢価格に基づいております。

全社共通費用及び資産の一部については報告セグメントに配分しておりません。事業管理上、費用と資産の配賦基準は異なる基準を用いております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産等に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円) (注) 5	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
売上高					
外部売上高 (注) 1	1,016,788	1,039,140	44,068	394,653	2,494,651
セグメント間の内部売上高又は振替高	26,596	38,128	—	111	64,836
計	1,043,385	1,077,269	44,068	394,764	2,559,487
セグメント利益又は損失(△)	251,263	277,677	△9,650	14,489	533,779
セグメント資産 (注) 2	696,660	2,765,948	105,539	307,796	3,875,944
その他の項目					
減価償却費 (注) 2	51,436	56,089	3,941	16,498	127,966
のれん償却額 (注) 3	1,088	84,651	—	11,687	97,427
持分法適用会社への投資額	503	20,322	—	2,015	22,841
有形固定資産及び無形固定資産の増加額 (注) 4	42,652	64,552	2,665	23,420	133,291

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円) (注) 5	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
売上高					
外部売上高 (注) 1	1,027,876	1,017,034	46,987	375,015	2,466,914
セグメント間の内部売上高又は振替高	30,114	37,908	—	116	68,140
計	1,057,991	1,054,943	46,987	375,132	2,535,055
セグメント利益又は損失(△)	257,689	288,167	△13,267	17,277	549,867
セグメント資産 (注) 2	732,335	2,362,921	104,941	273,021	3,473,219
その他の項目					
減価償却費 (注) 2	43,690	51,637	4,145	17,069	116,542
のれん償却額 (注) 3	1,088	80,400	—	9,619	91,107
持分法適用会社への投資額	523	17,051	—	1,216	18,791
有形固定資産及び無形固定資産の増加額 (注) 4	55,982	60,907	2,887	25,011	144,789

(注) 1. 当社グループでは事業管理上、売上高に含まれるたばこ税相当額を控除した売上高（たばこ税抜売上高）にて、売上高を管理しております。

なお、国内たばこ事業、海外たばこ事業の外部売上高におけるたばこ税込売上高及びたばこ税抜売上高の内訳は以下の通りであります。

前連結会計年度	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)
たばこ税込売上高	3,042,836	2,633,636
たばこ税抜売上高	1,016,788	1,039,140
内、調整後税抜売上高 (*)	615,991	906,756

当連結会計年度	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)
たばこ税込売上高	3,103,355	2,649,956
たばこ税抜売上高	1,027,876	1,017,034
内、調整後税抜売上高 (*)	617,918	897,455

(*) 国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示しております。なお、調整後税抜売上高測定のため、以下の調整を行っております。

国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

2. 報告セグメント資産には長期前払費用が含まれており、その償却額は減価償却費に含まれておりません。
3. 営業費用に含まれているのれん償却額であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用が含まれております。
5. 海外たばこに区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成21年1月1日から平成21年12月31日までを前連結会計年度に計上しており、平成22年1月1日から平成22年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

売上高	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
報告セグメント計	2,559,487	2,535,055
その他の売上高（注）1	29,587	28,612
セグメント間取引消去	△74,922	△77,514
たばこ税相当額	3,620,543	3,708,401
連結財務諸表の売上高	6,134,695	6,194,554

利益	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
報告セグメント計	533,779	549,867
その他の利益（注）1	13,340	12,919
本社経費（注）2	△20,837	△20,210
セグメント間取引消去	△98	△433
その他の調整額	516	△1,030
小計（注）3	526,701	541,111
減価償却費	△132,770	△121,322
のれん償却額	△97,427	△91,107
連結財務諸表の営業利益	296,504	328,680

資産	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
報告セグメント計	3,875,944	3,473,219
その他の資産（注）1	90,743	85,465
全社資産（注）4	172,151	284,417
セグメント間相殺消去	△266,244	△271,175
連結財務諸表の資産合計	3,872,595	3,571,927

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)
減価償却費	127,966	116,542	2,781	2,935	2,021	1,844	132,770	121,322
のれん償却額	97,427	91,107	—	—	—	—	97,427	91,107
持分法適用会社への投資額	22,841	18,791	469	280	—	—	23,310	19,072
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	133,291	144,789	345	575	3,497	656	137,133	146,021

- (注) 1. その他の売上高、その他の利益及びその他の資産は不動産賃貸に係る事業活動等を含んでおります。
 2. 本社経費は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり、企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等が含まれております。
 3. 小計は全社での減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。
 4. 全社資産は主に余資運用資金、報告セグメントに帰属しない土地、建物、及び報告セグメントに配分していない繰延税金資産であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「1. 報告セグメントの概要」に記載の通り、報告セグメントごとの区分と製品及びサービスの区分が同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本 (百万円)	海外 (百万円)	合計 (百万円)
3,524,088	2,670,465	6,194,554

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	海外 (百万円)	合計 (百万円)
426,855	236,695	663,550

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	報告セグメント 計 (百万円)	調整額 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	16	344	—	2,977	3,338	1,958	5,297

(注) 調整額は、本社で所管する未利用不動産等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（平成23年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
当期末残高	15,237	1,115,970	－	16,608	1,147,816

(注) のれんの償却額については、セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産等に関する情報」を参照下さい。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	172,139円61銭	1株当たり純資産額	159,039円71銭
1株当たり当期純利益金額	14,451円67銭	1株当たり当期純利益金額	15,141円31銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	14,448円89銭	1株当たり当期純利益金額	15,136円79銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	138,448	144,961
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	138,448	144,961
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,573
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1	2
(うち新株予約権(千株))	(1)	(2)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。</p> <p>(1) 訴訟の当事者等 原告 オンタリオ州政府 (カナダ) 被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名</p> <p>(2) 訴訟の内容 喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー(13社) 及び業界団体(1団体) に対し求めたものであります。</p> <p>(3) 請求金額 500億カナダドル (約4兆5,680億円) ※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。</p> <p>当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、カナダにおいては、これまで、ブリティッシュ・コロンビア州政府及びニューブラウンズウィック州政府から、当社グループ会社を含むたばこメーカー等に対して同様の医療費返還訴訟が提起されておりますが、これらについては、請求金額は特定されておりません。</p>	<p>平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。</p> <p>(1) 訴訟の当事者等 原告 オンタリオ州政府 (カナダ) 被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名</p> <p>(2) 訴訟の内容 喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー(13社) 及び業界団体(1団体) に対し求めたものであります。</p> <p>(3) 請求金額 500億カナダドル (約4兆2,830億円) ※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。</p> <p>当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、カナダにおいては、これまで、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブラウンズウィック州政府及びニューファウンドランド・ラブラドル州政府から、当社グループ会社を含むたばこメーカー等に対して同様の医療費返還訴訟が提起されておりますが、これらについては、請求金額は特定されておりません。</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社 (以下、RJR社) からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドル (約138億円) を支払いました。これに伴い、JTI-Mac社等に対するカナダ政府当局からの訴訟がすべて取り下げられると共に、これまで追加情報で記載しておりました、ケベック州税庁からの課税通知も取り消されております。</p> <p>なお、RJR社グループも平成22年4月13日にカナダ政府当局と別途包括契約を締結し、民事和解金等400百万カナダドル (約370億円) を支払っており、当社グループ及びRJR社グループによるカナダ政府当局に対する金銭的負担総額は550百万カナダドル (約509億円) となります。当社グループとして平成11年の買収契約に基づきRJR社グループに対して有する密輸関連に起因する損害の求償権を実行し、その取扱いにつき交渉してきた結果、当社グループが、当該金銭的負担総額550百万カナダドルの内、過料150百万カナダドルのみを負担すること等により、その取り扱いに合意しました。</p>	<p>当社は、平成23年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるAustria Tabak GmbHにおいて、Hainburg工場を閉鎖するとともに、ウィーンにおける一部間接部門の合理化を行うことを決議しております。</p> <p>なお、本件により従業員に対する割増退職金や固定資産に係る減損損失等の一時的な損失が発生する見込みであります。これらの影響額は80百万ユーロ (約94億円) を見込んでおります。</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回国内普通社債	平成19年7月24日	50,000 (50,000)	—	1.34	あり	平成22年 7月23日
当社	第3回国内普通社債	平成19年7月24日	40,000	40,000 (40,000)	1.53	あり	平成23年 7月22日
当社	第4回国内普通社債	平成19年7月24日	59,996	59,998	1.68	あり	平成24年 7月24日
当社	第5回国内普通社債	平成21年6月3日	100,000	100,000	1.13	あり	平成26年 6月3日
当社	第6回国内普通社債	平成22年12月9日	—	40,000	0.53	あり	平成27年 12月9日
当社	第7回国内普通社債	平成22年12月9日	—	20,000	0.84	あり	平成29年 12月8日
当社	第8回国内普通社債	平成22年12月9日	—	20,000	1.30	あり	平成32年 12月9日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成16年6月10日	105,828 [800百万Eur]	86,209 (86,209) [800百万Eur]	4.63	なし	平成23年 6月10日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成15年2月6日	36,513 [250百万Gbp]	31,534 [250百万Gbp]	5.75	なし	平成25年 2月6日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成18年10月2日	66,055 [500百万Eur]	53,855 [500百万Eur]	4.50	なし	平成26年 4月2日
その他の社債	—	—	1,015 (395)	626 (276)	—	—	—
合計		—	459,409 (50,395)	452,225 (126,486)	—	—	—

(注) 1. 残高の () 内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

2. 残高の [] 内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

3. 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
126,479	60,150	31,676	153,981	40,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	109,263	70,059	2.8	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	23,024	21,490	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,936	4,591	8.6	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	149,569	152,414	1.0	平成24年～平成40年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	9,126	7,949	5.3	平成24年～平成31年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	414,920	256,506	—	—

(注) 1. 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	99,377	20,893	1,692	30,035
リース債務	3,521	2,285	1,367	545

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	1,467,099	1,831,635	1,349,193	1,546,626
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	53,915	106,781	62,277	57,523
四半期純利益金額 (百万円)	22,840	59,113	37,577	25,429
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2,384.18	6,170.47	3,922.45	2,661.41

(注) 第2四半期から第4四半期にかかる四半期情報につきましては、「累計差額方式」により作成しております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,466	291
売掛金	※2 53,662	※2 55,919
有価証券	6,760	139,400
商品及び製品	35,446	8,437
半製品	108,997	102,958
仕掛品	3,719	2,031
原材料及び貯蔵品	39,965	41,140
前渡金	※2 452	※2 483
前払費用	※2 4,796	※2 5,206
繰延税金資産	13,988	12,457
関係会社短期貸付金	174,555	30,965
その他	※2 15,945	※2 21,569
貸倒引当金	△425	△422
流動資産合計	460,328	420,441
固定資産		
有形固定資産		
建物	410,946	397,526
減価償却累計額	△288,704	△281,031
建物（純額）	122,242	116,494
構築物	21,171	20,071
減価償却累計額	△17,662	△16,846
構築物（純額）	3,509	3,225
機械及び装置	320,518	338,508
減価償却累計額	△254,677	△263,095
機械及び装置（純額）	65,840	75,412
車両運搬具	2,915	2,938
減価償却累計額	△1,353	△1,458
車両運搬具（純額）	1,561	1,480
工具、器具及び備品	92,769	81,615
減価償却累計額	△71,479	△61,104
工具、器具及び備品（純額）	21,290	20,510
土地	93,453	91,721
建設仮勘定	8,278	7,206
有形固定資産合計	316,176	316,050
無形固定資産		
特許権	338	221
借地権	13	13
商標権	2,182	4,905
意匠権	75	99
ソフトウェア	10,996	11,553
その他	152	182
無形固定資産合計	13,759	16,975

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	43,896	27,804
関係会社株式	2,093,949	2,018,926
関係会社出資金	782	782
長期貸付金	310	310
関係会社長期貸付金	32,540	14,450
長期前払費用	7,131	7,157
繰延税金資産	39,704	39,698
その他	19,573	17,335
貸倒引当金	△648	△578
投資その他の資産合計	2,237,239	2,125,886
固定資産合計	2,567,175	2,458,912
資産合計	3,027,503	2,879,353
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 15,266	※2 10,525
短期借入金	30,543	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—
1年内償還予定の社債	※1 50,000	※1 40,000
1年内返済予定の長期借入金	20,200	20,200
リース債務	※2 6,116	※2 3,327
未払金	※2 48,241	※2 44,272
未払費用	※2 2,309	※2 7,972
未払たばこ税	45,439	52,703
未払たばこ特別税	10,490	8,150
未払地方たばこ税	55,982	61,868
未払法人税等	30,697	33,888
未払消費税等	13,904	23,010
前受金	12	0
預り金	623	638
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	※3 227,108	※3 232,174
前受収益	※2 184	※2 193
賞与引当金	11,534	11,753
その他	※2 1,069	※2 1,018
流動負債合計	688,722	551,697
固定負債		
社債	※1 199,996	※1 239,998
長期借入金	40,360	50,160
リース債務	※2 5,244	※2 6,096
退職給付引当金	177,988	163,963
資産除去債務	—	397
預り敷金及び保証金	※2 7,695	※2 7,254
長期未払金	5,735	5,385
固定負債合計	437,020	473,255
負債合計	1,125,743	1,024,952

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
その他資本剰余金	6	9
資本剰余金合計	736,406	736,409
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	38,320	37,127
圧縮記帳特別勘定	4,254	1,882
別途積立金	955,300	955,300
繰越利益剰余金	112,612	92,829
利益剰余金合計	1,129,263	1,105,915
自己株式	△74,575	△94,573
株主資本合計	1,891,095	1,847,751
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,099	5,886
評価・換算差額等合計	10,099	5,886
新株予約権	564	763
純資産合計	1,901,759	1,854,401
負債純資産合計	3,027,503	2,879,353

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	2,052,654	2,066,340
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	21,266	35,446
当期製品製造原価	302,735	263,267
当期商品仕入高	603	534
国たばこ税	532,760	550,302
国たばこ特別税	122,990	108,250
地方たばこ税	655,745	658,535
他勘定振替高	※1 556	※1 3,897
商品及び製品期末たな卸高	35,446	8,437
不動産事業売上原価	3,618	3,372
売上原価合計	1,603,720	1,607,374
売上総利益	448,934	458,966
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	13,993	12,792
販売促進費	52,365	54,359
特許権使用料	2,438	3,190
運送費及び保管費	19,807	22,027
報酬及び給料手当	33,002	33,312
退職給付費用	6,593	5,720
法定福利費	5,805	6,038
従業員賞与	7,650	6,884
賞与引当金繰入額	6,985	7,203
委託手数料	22,276	23,432
減価償却費	31,793	17,385
研究開発費	※5 41,655	※5 41,956
その他	40,717	39,239
販売費及び一般管理費合計	285,086	273,543
営業利益	163,847	185,422
営業外収益		
受取利息	※4 587	517
受取配当金	※4 5,917	※4 4,880
関係会社貸貸収入	765	814
その他	※4 2,959	※4 2,735
営業外収益合計	10,229	8,948

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※4 2,724	1,848
社債利息	3,791	3,158
為替差損	—	1,466
たばこ災害援助金	522	1,491
共済年金給付費用	1,724	1,384
その他	3,707	2,201
営業外費用合計	12,470	11,552
経常利益	161,606	182,818
特別利益		
土地売却益	30,415	8,092
その他固定資産売却益	0	77
投資有価証券売却益	—	1,381
その他	3,492	82
特別利益合計	33,907	9,634
特別損失		
固定資産売却損	※2 3,514	※2 715
固定資産除却損	※3 4,144	※3 4,210
減損損失	1,859	1,974
事業構造強化費用	※6 5,004	—
PCB廃棄物処理費用	4,055	—
関係会社株式評価損	—	※7 74,942
東日本大震災による損失	—	※8 8,667
その他	2,023	3,353
特別損失合計	20,601	93,864
税引前当期純利益	174,912	98,588
法人税、住民税及び事業税	56,358	62,031
法人税等調整額	11,192	4,341
法人税等合計	67,551	66,372
当期純利益	107,361	32,216

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I. 原材料費		209,637	71.1	177,089	68.9
II. 労務費		25,508	8.7	23,219	9.0
III. 経費		59,387	20.2	56,955	22.1
当期総製造費用		294,533	100.0	257,264	100.0
期首半製品たな卸高		118,789		108,997	
期首仕掛品たな卸高		3,706		3,719	
合計		417,029		369,981	
期末半製品たな卸高		108,997		102,958	
期末仕掛品たな卸高		3,719		2,031	
他勘定振替高	※1	1,576		1,722	
当期製品製造原価		302,735		263,267	

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経費のうち主なものは次のとおりです。		
減価償却費 (百万円)	18,055	19,220

(注) ※1. 他勘定振替高の主なものは、原材料等の試験用への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程（半製品製造工程）と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
その他資本剰余金		
前期末残高	—	6
当期変動額		
自己株式の処分	6	2
当期変動額合計	6	2
当期末残高	6	9
資本剰余金合計		
前期末残高	736,400	736,406
当期変動額		
自己株式の処分	6	2
当期変動額合計	6	2
当期末残高	736,406	736,409
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	18,776	18,776
当期末残高	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	44,734	38,320
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	3,068	4,969
圧縮記帳積立金の取崩	△9,481	△6,161
当期変動額合計	△6,413	△1,192
当期末残高	38,320	37,127
圧縮記帳特別勘定		
前期末残高	2,413	4,254
当期変動額		
圧縮記帳特別勘定の繰入	4,254	1,882
圧縮記帳特別勘定の取崩	△2,413	△4,254
当期変動額合計	1,841	△2,372
当期末残高	4,254	1,882

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
別途積立金		
前期末残高	916,300	955,300
当期変動額		
別途積立金の積立	39,000	—
当期変動額合計	39,000	—
当期末残高	955,300	955,300
繰越利益剰余金		
前期末残高	93,326	112,612
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	△3,068	△4,969
圧縮記帳積立金の取崩	9,481	6,161
圧縮記帳特別勘定の繰入	△4,254	△1,882
圧縮記帳特別勘定の取崩	2,413	4,254
別途積立金の積立	△39,000	—
剰余金の配当	△53,648	△55,564
当期純利益	107,361	32,216
当期変動額合計	19,285	△19,783
当期末残高	112,612	92,829
利益剰余金合計		
前期末残高	1,075,550	1,129,263
当期変動額		
剰余金の配当	△53,648	△55,564
当期純利益	107,361	32,216
当期変動額合計	53,713	△23,348
当期末残高	1,129,263	1,105,915
自己株式		
前期末残高	△74,578	△74,575
当期変動額		
自己株式の取得	—	△19,999
自己株式の処分	3	1
当期変動額合計	3	△19,998
当期末残高	△74,575	△94,573
株主資本合計		
前期末残高	1,837,372	1,891,095
当期変動額		
剰余金の配当	△53,648	△55,564
当期純利益	107,361	32,216
自己株式の取得	—	△19,999
自己株式の処分	9	4
当期変動額合計	53,723	△43,344
当期末残高	1,891,095	1,847,751

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7,627	10,099
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,472	△4,212
当期末残高	10,099	5,886
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	79	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△79	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7,706	10,099
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,392	△4,212
当期末残高	10,099	5,886
新株予約権		
前期末残高	364	564
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	200	198
当期末残高	564	763
純資産合計		
前期末残高	1,845,443	1,901,759
当期変動額		
剰余金の配当	△53,648	△55,564
当期純利益	107,361	32,216
自己株式の取得	—	△19,999
自己株式の処分	9	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,593	△4,014
当期変動額合計	56,316	△47,358
当期末残高	1,901,759	1,854,401

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格 等に基づく時価法 によっておりま す。(評価差額は 全部純資産直入法 により処理し、売 却原価は移動平均 法により算定して おります。)</p> <p>時価のないもの……移動平均法による 原価法によってお ります。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……同左</p> <p>時価のないもの……同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ……時価法によっておりま す。</p>	<p>デリバティブ……同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法によっておりま す。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定しており ます。)</p>	<p>同左</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 (ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物 (建物附属設備を 除く) については定額法) によってお ります。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 (建物附属設備を除く) 38～50年 機械及び装置 10年</p> <p>(2)無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 のれん 5年 特許権 8年 商標権 10年 ソフトウェア 5年</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産については、主 として、リース期間を耐用年数とし残 存価額を零とする定額法によっており ます。</p>	<p>(1)有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>(2)無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 特許権 8年 商標権 10年 ソフトウェア 5年</p> <p>(3)リース資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「グループ財務業務基本方針」に基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利通貨スワップについては、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…貸付金 b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約、一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の評価を省略しております。</p>
8. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表) 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度8,257百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書) 1. 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度1,168百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 2. 前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「事業構造強化費用」(前事業年度1,860百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p>	<p>(損益計算書) 1. 前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」(前事業年度1,168百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 2. 前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前事業年度23百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 3. 前事業年度において、特別損失に区分掲記しておりました「事業構造強化費用」(当事業年度1,844百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。 4. 前事業年度において、特別損失に区分掲記しておりました「PCB廃棄物処理費用」(当事業年度11百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																																											
<p>※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">関係会社に対する資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">35,369百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する負債</td> <td style="text-align: right;">40,082百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。</p> <p>なお、当事業年度よりキャッシュ・マネージメント・システムの統括会社を、(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)から当社に変更しております。</p> <p>4. 偶発債務</p> <p>関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。</p> <p>借入金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>JT International Holding B.V.</td> <td style="text-align: right;">98,272</td> <td style="text-align: right;">(700百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td>JT International Germany GmbH</td> <td style="text-align: right;">14,968</td> <td style="text-align: right;">(119百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International S.A.</td> <td style="text-align: right;">13,564</td> <td style="text-align: right;">(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)</td> </tr> <tr> <td>JT International Company Netherlands B.V.</td> <td style="text-align: right;">10,041</td> <td style="text-align: right;">(80百万Eur) (0百万US\$)</td> </tr> <tr> <td>その他(40社)</td> <td style="text-align: right;">69,990</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">206,837</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JTI (UK) Finance PLC</td> <td style="text-align: right;">204,118</td> <td style="text-align: right;">(1,352百万Eur) (252百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">204,118</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	関係会社に対する資産	35,369百万円		関係会社に対する負債	40,082百万円			百万円		JT International Holding B.V.	98,272	(700百万Gbp)	JT International Germany GmbH	14,968	(119百万Eur)	JT International S.A.	13,564	(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)	JT International Company Netherlands B.V.	10,041	(80百万Eur) (0百万US\$)	その他(40社)	69,990		計	206,837		社債	百万円		JTI (UK) Finance PLC	204,118	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)	計	204,118		<p>※1. 同左</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">関係会社に対する資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">37,614百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する負債</td> <td style="text-align: right;">33,347百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。</p> <p>4. 偶発債務</p> <p>関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。</p> <p>借入金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>JT International Holding B.V.</td> <td style="text-align: right;">124,626</td> <td style="text-align: right;">(510百万Eur) (455百万Gbp) (44百万CA\$)</td> </tr> <tr> <td>JTI Ireland Limited</td> <td style="text-align: right;">22,787</td> <td style="text-align: right;">(194百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International Hellas A.E.B.E.</td> <td style="text-align: right;">20,497</td> <td style="text-align: right;">(174百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International Germany GmbH</td> <td style="text-align: right;">14,253</td> <td style="text-align: right;">(121百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International S.A.</td> <td style="text-align: right;">13,197</td> <td style="text-align: right;">(54百万Eur) (53百万Chf) (23百万US\$)</td> </tr> <tr> <td>その他(47社)</td> <td style="text-align: right;">70,743</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">266,104</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JTI (UK) Finance PLC</td> <td style="text-align: right;">192,562</td> <td style="text-align: right;">(1,352百万Eur) (252百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">192,562</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	関係会社に対する資産	37,614百万円		関係会社に対する負債	33,347百万円			百万円		JT International Holding B.V.	124,626	(510百万Eur) (455百万Gbp) (44百万CA\$)	JTI Ireland Limited	22,787	(194百万Eur)	JT International Hellas A.E.B.E.	20,497	(174百万Eur)	JT International Germany GmbH	14,253	(121百万Eur)	JT International S.A.	13,197	(54百万Eur) (53百万Chf) (23百万US\$)	その他(47社)	70,743		計	266,104		社債	百万円		JTI (UK) Finance PLC	192,562	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)	計	192,562	
関係会社に対する資産	35,369百万円																																																																											
関係会社に対する負債	40,082百万円																																																																											
	百万円																																																																											
JT International Holding B.V.	98,272	(700百万Gbp)																																																																										
JT International Germany GmbH	14,968	(119百万Eur)																																																																										
JT International S.A.	13,564	(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)																																																																										
JT International Company Netherlands B.V.	10,041	(80百万Eur) (0百万US\$)																																																																										
その他(40社)	69,990																																																																											
計	206,837																																																																											
社債	百万円																																																																											
JTI (UK) Finance PLC	204,118	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)																																																																										
計	204,118																																																																											
関係会社に対する資産	37,614百万円																																																																											
関係会社に対する負債	33,347百万円																																																																											
	百万円																																																																											
JT International Holding B.V.	124,626	(510百万Eur) (455百万Gbp) (44百万CA\$)																																																																										
JTI Ireland Limited	22,787	(194百万Eur)																																																																										
JT International Hellas A.E.B.E.	20,497	(174百万Eur)																																																																										
JT International Germany GmbH	14,253	(121百万Eur)																																																																										
JT International S.A.	13,197	(54百万Eur) (53百万Chf) (23百万US\$)																																																																										
その他(47社)	70,743																																																																											
計	266,104																																																																											
社債	百万円																																																																											
JTI (UK) Finance PLC	192,562	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)																																																																										
計	192,562																																																																											

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																								
<p>※1. 他勘定振替高は、商品及び製品の振替で見本用払出等であります。</p> <p>※2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,683百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,620百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,574百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1,566百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">3,897百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業外収益のその他</td> <td style="text-align: right;">2,036百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息</td> <td style="text-align: right;">1,475百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 研究開発費は、総額41,655百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※6. 特別損失の「事業構造強化費用」は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは早期退職に伴う割増退職金であります。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>	建物	1,683百万円	土地	1,620百万円	建物	1,574百万円	機械及び装置	1,566百万円	受取配当金	3,897百万円	営業外収益のその他	2,036百万円	支払利息	1,475百万円	<p>※1. 他勘定振替高は、商品及び製品の振替で東日本大震災による損失等であります。</p> <p>※2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">557百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,775百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1,437百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">4,313百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業外収益「その他」</td> <td style="text-align: right;">1,001百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 研究開発費は、総額41,956百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>※7. 関係会社株式評価損は、当社の子会社であるテーブルマーク㈱の株式を減損処理したものであります。</p> <p>※8. 東日本大震災による損失は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社の製造工場等で発生した、固定資産の復旧費用及びたな卸資産の滅失損失等であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、当該震災により被災した固定資産及びたな卸資産に対しては、概ね、損害保険を付保しております。</p>	建物	557百万円	建物	1,775百万円	機械及び装置	1,437百万円	受取配当金	4,313百万円	営業外収益「その他」	1,001百万円
建物	1,683百万円																								
土地	1,620百万円																								
建物	1,574百万円																								
機械及び装置	1,566百万円																								
受取配当金	3,897百万円																								
営業外収益のその他	2,036百万円																								
支払利息	1,475百万円																								
建物	557百万円																								
建物	1,775百万円																								
機械及び装置	1,437百万円																								
受取配当金	4,313百万円																								
営業外収益「その他」	1,001百万円																								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	419	—	0	419
合計	419	—	0	419

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少17株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	419	58	0	478
合計	419	58	0	478

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58,630株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加によるもので、減少7株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
[借手側] オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		[借手側] オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	5百万円	1年内	5百万円
1年超	6百万円	1年超	1百万円
合計	11百万円	合計	6百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	28,241	△13,338
合 計	41,580	28,241	△13,338

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,052,133
関連会社株式	235

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度 (平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	25,515	△16,064
合 計	41,580	25,515	△16,064

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,977,191
関連会社株式	154

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">27,623百万円</td></tr> <tr><td>共済年金給付負担金</td><td style="text-align: right;">44,195百万円</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">1,173百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">4,654百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">20,235百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">97,880百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△2,960百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">94,920百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△25,921百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△15,305百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△41,227百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">53,692百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	27,623百万円	共済年金給付負担金	44,195百万円	固定資産減損損失	1,173百万円	賞与引当金	4,654百万円	その他	20,235百万円	繰延税金資産小計	97,880百万円	評価性引当額	△2,960百万円	繰延税金資産合計	94,920百万円	圧縮記帳積立金	△25,921百万円	その他	△15,305百万円	繰延税金負債合計	△41,227百万円	繰延税金資産の純額	53,692百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">25,406百万円</td></tr> <tr><td>共済年金給付負担金</td><td style="text-align: right;">40,753百万円</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">941百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">4,742百万円</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">31,259百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">17,641百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">120,744百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△33,406百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">87,337百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△25,114百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△10,066百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△35,181百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">52,156百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	25,406百万円	共済年金給付負担金	40,753百万円	固定資産減損損失	941百万円	賞与引当金	4,742百万円	関係会社株式評価損	31,259百万円	その他	17,641百万円	繰延税金資産小計	120,744百万円	評価性引当額	△33,406百万円	繰延税金資産合計	87,337百万円	圧縮記帳積立金	△25,114百万円	その他	△10,066百万円	繰延税金負債合計	△35,181百万円	繰延税金資産の純額	52,156百万円
退職給付引当金	27,623百万円																																																		
共済年金給付負担金	44,195百万円																																																		
固定資産減損損失	1,173百万円																																																		
賞与引当金	4,654百万円																																																		
その他	20,235百万円																																																		
繰延税金資産小計	97,880百万円																																																		
評価性引当額	△2,960百万円																																																		
繰延税金資産合計	94,920百万円																																																		
圧縮記帳積立金	△25,921百万円																																																		
その他	△15,305百万円																																																		
繰延税金負債合計	△41,227百万円																																																		
繰延税金資産の純額	53,692百万円																																																		
退職給付引当金	25,406百万円																																																		
共済年金給付負担金	40,753百万円																																																		
固定資産減損損失	941百万円																																																		
賞与引当金	4,742百万円																																																		
関係会社株式評価損	31,259百万円																																																		
その他	17,641百万円																																																		
繰延税金資産小計	120,744百万円																																																		
評価性引当額	△33,406百万円																																																		
繰延税金資産合計	87,337百万円																																																		
圧縮記帳積立金	△25,114百万円																																																		
その他	△10,066百万円																																																		
繰延税金負債合計	△35,181百万円																																																		
繰延税金資産の純額	52,156百万円																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.35%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.77%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△1.74%</td></tr> <tr><td>試験研究費等の税額控除</td><td style="text-align: right;">△3.01%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">30.88%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.07%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">67.32%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.35%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.74%	試験研究費等の税額控除	△3.01%	評価性引当額	30.88%	その他	0.07%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.32%																																		
法定実効税率	40.35%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.74%																																																		
試験研究費等の税額控除	△3.01%																																																		
評価性引当額	30.88%																																																		
その他	0.07%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.32%																																																		

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(平成23年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	198,452円58銭	1株当たり純資産額	194,679円73銭
1株当たり当期純利益金額	11,206円74銭	1株当たり当期純利益金額	3,365円00銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	11,204円58銭	1株当たり当期純利益金額	3,364円00銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	107,361	32,216
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	107,361	32,216
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,573
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1	2
(うち新株予約権(千株))	(1)	(2)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	KT&G Corporation	2,864,904	12,382
		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,807
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	1,759
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	3,511,050	1,348
		(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,326
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	881
		東海旅客鉄道(株)	1,000	659
		日本電信電話(株)	153,000	571
		(株)岡村製作所	1,206,000	564
		日本通運(株)	1,730,400	551
		その他51銘柄	13,250,605	5,121
		計	37,980,560	26,974

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	—	139,400
		小計	—	139,400
投資有価証券	その他有価証券	出資証券	50,000	500
		優先出資証券	1,115,540	318
		投資事業有限責任組合出資金 (2組合)	100	12
		小計	—	830
		計	—	140,230

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	410,946	7,770	21,190 (1,513)	397,526	281,031	9,699	116,494
構築物	21,171	330	1,430 (37)	20,071	16,846	470	3,225
機械及び装置	320,518	28,880	10,889 (711)	338,508	263,095	17,117	75,412
車両運搬具	2,915	361	338	2,938	1,458	391	1,480
工具、器具及び備品	92,769	11,623	22,778	81,615	61,104	12,060	20,510
土地	93,453	176	1,908 (423)	91,721	—	—	91,721
建設仮勘定	8,278	38,269	39,341	7,206	—	—	7,206
有形固定資産計	950,052	87,412	97,878 (2,685)	939,587	623,536	39,740	316,050
無形固定資産							
特許権	1,170	31	—	1,201	980	148	221
借地権	13	—	—	13	—	—	13
商標権	4,688	3,321	—	8,009	3,103	598	4,905
意匠権	83	40	—	123	25	17	99
ソフトウェア	54,228	4,854	2,355	56,728	45,174	4,137	11,553
その他	267	40	—	307	125	11	182
無形固定資産計	60,449	8,288	2,355	66,381	49,407	4,912	16,975
長期前払費用	15,433	2,521	265	17,689	10,531	2,292	7,157

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損による減少額であります。

2. 無形固定資産(ソフトウェアを除く)及び長期前払費用の前期末残高は、前期末償却済みの残高を控除して記載しております。

3. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建物	減少額	未利用資産	16,104百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備	27,336百万円
工具、器具及び備品	減少額	リース資産(自動販売機等)	18,257百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,074	1	71	2	1,001
賞与引当金	11,534	11,753	11,534	—	11,753

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成23年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	61
預金の種類	
当座預金	220
普通預金	9
小計	230
合計	291

b. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
JT International S.A.	10,426
ジェイティ飲料(株)	9,060
(株)ローソン	5,857
(株)ファミリーマート	4,760
(株)サークルKサンクス	4,096
その他	21,718
合計	55,919

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
53,662	2,166,868	2,164,611	55,919	97.5	9.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

c. たな卸資産

イ. 商品及び製品

	品名	金額（百万円）
商品	特機事業関連商品	89
	その他	41
	小計	130
製品	製造たばこ	6,199
	その他	2,107
	小計	8,307
合計		8,437

ロ. 半製品

	品名	金額（百万円）
	製造たばこ用原料加工済品（除骨葉）	102,958
合計		102,958

ハ. 仕掛品

	品名	金額（百万円）
	製造たばこ	2,031
合計		2,031

ニ. 原材料及び貯蔵品

	品名	金額（百万円）
原材料	葉たばこ	30,514
	その他	3,347
	小計	33,861
貯蔵品	製造たばこ用	3,306
	その他	3,972
	小計	7,278
合計		41,140

d. 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
JT Europe Holding B.V.	1,831,099
テーブルマーク(株)	67,775
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	47,564
鳥居薬品(株)	41,580
日本フィルター工業(株)	12,584
その他	18,322
合計	2,018,926

② 負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額（百万円）
JT International S.A.	1,554
日本フィルター工業(株)	1,236
北海製罐(株)	1,081
キーコーヒー(株)	804
(株)西日本キャンパック	635
その他	5,213
合計	10,525

b. キャッシュ・マネージメント・システム預り金

内容は、「2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（貸借対照表関係）」に記載しております。

c. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

d. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額（百万円）
退職給付債務	190,439
年金資産	△77,073
未認識数理計算上の差異	△62,388
未認識過去勤務債務	△3,650
前払年金費用	15,637
小計	62,964

ロ. 共済年金給付関係（注）

区分	金額（百万円）
共済年金給付負担に係る債務額	97,576
未認識数理計算上の差異	3,422
小計	100,999

合計（百万円）	163,963
---------	---------

（注） 「2. 財務諸表等 （1）財務諸表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 （3）退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	該当事項なし
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された1株以上保有の株主 (2)優待内容 複数の自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）から1点贈呈 ①1株以上5株未満保有の株主 2,000円相当 ②5株以上保有の株主 3,000円相当 ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

平成22年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第25期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(2) 内部統制報告書

平成22年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第25期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(3) 四半期報告書及び確認書

平成22年8月13日関東財務局長に提出

（第26期第1四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

平成22年11月12日関東財務局長に提出

（第26期第2四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

平成23年2月14日関東財務局長に提出

（第26期第3四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

(4) 臨時報告書

平成22年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

平成22年9月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年10月5日関東財務局長に提出

平成22年9月17日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成23年2月1日 至 平成23年2月28日）平成23年3月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年3月31日）平成23年4月5日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓜ
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓜ
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川 航史	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓜ
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓜ
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。